

平成29年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成29年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成29年9月6日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	平成29年9月6日	16時50分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	4番	栗野久明		5番	久保山義明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 椛宏子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	鶴田勝美		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	内山十郎		
	教育長	大串和人	定住促進課長	毛利博司		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	平野裕志	会計管理者	村山留美		
	税務課長	寺崎博文	教育学習課長	井上克哉		
	住民課長	安永宏之	こども課保育園長	高木久幸		
	健康福祉課長	中牟田文明	産業振興課参事	寺崎一生		
こども課長	平川伸子	まちづくり課図書館長	天本洋一			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 松石信男
(1) 子どもの貧困対策としての就学援助の改善について
(2) 介護保険の新総合事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）の取組状況について

2. 松石健児
(1) 防災対策について
(2) 基山町立保育所建設等に関して

3. 末次明
(1) 基山町内の河川の管理と環境整備について
(2) 基山町を訪れる人を町内産業振興に活かす

4. 鳥飼勝美
(1) 上水道事業について
(2) 園部団地の建替え事業について

5. 大久保由美子
(1) 基山ダブルジビエ活用プロジェクトについて
(2) 合宿所建設について
(3) 防災対策について

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

傍聴者の皆さんおはようございます。大変お疲れさまでございます。日本共産党町議団の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について松田町長、大串教育長並びに担当課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、基山町における子どもの貧困対策としての就学援助の拡充についてお尋ねをいたします。

子どもの貧困をめぐる状況は依然として深刻であります。厚生労働省が6月末に公表いたしました国民生活基礎調査では、平均的な所得の半分未満の家庭で暮らす子どもたちの割合、いわゆる子どもの貧困率は13.9%、実に子ども7人に1人が貧困状態にあります。特にシングルマザーなど、ひとり親家庭の子どもの貧困率は50.8%と大変深刻であります。発達、成長過程にあります子どものときの貧困は、健康や学力など子どもにとって必要な条件が経済的な困難によって奪われるという点などで影響は大変大きくて、子ども本人の人生だけではなく、社会全体にとっても大きな損失となっております。

御存じのように就学援助制度は、義務教育は無償といたしました憲法26条、教育基本法などの関係法令に基づきまして、家計が苦しい世帯の小・中学生に学用品、修学旅行、給食、部活動などの費用を支給するものであります。この制度が、生活保護それぞれで経済的に苦しんでいる世帯にとって、子どもを育てる上で大きな支えとなっております。

文部科学省は、要保護者に対する就学援助の入学準備金について、今年度から制度の拡充を行いました。1つは国の補助単価を約2倍に引き上げたこと、2つは支給時期について、中学校は入学前でも可能であることを明示し、また、小学校については、ことしの3月31日

付で各自治体に対し平成29年度要保護児童・生徒援助費補助金についての通知を出しております。これを受けまして、今、全国の自治体では就学援助の拡充が広がり、入学準備金の支給は県内でも入学前支給に変わるなど大きく広がってきております。

そこで、3点について伺いをいたします。

まず1つ目、入学準備金の入学前支給についてでございます。

基山町では現在5月に支給されておりますが、これでは入学準備金の支給が遅く、ランドセルや制服等が用意できません。

そこで、伺いをいたします。

まず、県内の市町では入学準備金の3月の支給が広がっておりますが、把握されているかどうか、お答えください。

次に、来年度の入学予定者で要保護者の小・中学校の入学準備金は来年3月支給ができるのではないかと思います。

さらに、平成30年度入学予定の児童・生徒の入学準備金の入学前3月支給に向けて、具体的な検討が必要ではないかと思っております。御答弁よろしく申し上げます。

2つ目、入学準備金の引き上げについてでございます。

私は前回の質問で、ランドセル代だけでも5万円もする中で、入学準備金の支給額が入学準備に係る費用と大変かけ離れているのではないかと質問をいたしたところでございます。それに対しまして答弁では、実態とかけ離れ厳しい状況にあるという認識を示されました。全く私と同じような認識だったと思っております。

そこで、お聞きをいたします。

まず、今年度の政府予算で要保護者の入学準備金の補助単価が、小学校1年生では2万470円が4万600円に、中学校1年生では2万3,550円が4万7,400円におおの引き上げられました。今年度からの実施が求められるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、準要保護者の入学準備金の支給額を要保護者並みに引き上げるとすれば、支給費の増加額はどのくらいになるのでしょうか。

さらに、準要保護者の入学準備金の引き上げが私は必要だというふうに感じておるところでございます。

3つ目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給についてでございます。

現在の児童・生徒1人当たりのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費それぞれ年間どれく

らいかかっているのをございましょうか。

そして、それを支給するにはどのくらいの財源が必要なのか、お示してください。

質問の第2は、介護保険の新総合事業の現状と課題についてお伺いをいたします。

皆さん御存じのように、ことしの4月から、介護保険の要支援1の方の訪問介護と通所介護を保険給付から外して市町村の事業に移す総合事業が基山町で始まりました。松田町長は、この事業で従来の介護サービスが低下することはないと繰り返し答弁をされています。先月の新聞報道によりますと、共同通信の調査では、回答した全国の自治体の45%が総合事業の運営に苦勞している中で、基山町では順調に進んでいるとの見解が示されています。

私は、この新しい総合事業でサービスの低下があってはならないし、今、介護保険で行われております現行相当サービスを維持・継続していく視点に立ちまして、高齢者が安心して暮らせる基山町を目指して質問を行いたいと思います。

まず1つ目に、基山町は事業は順調に進んでいるとの認識なのか、御見解をお願いします。また、この要支援サービスが保険給付から町の事業に移ったことでの利用者や介護事業者からの不安や苦情はないのか、答弁をお願いしたいと思います。

2つ目に、基山町で行っている総合事業で要支援1、2と新たな事業対象に判定された方に対して行っている事業名と内容をお示してください。

3つ目に、総合事業では、現行の訪問介護、通所介護相当のサービスに加えまして、担い手が無資格者や住民ボランティアによる多様なサービスが提供できますが、どのような事業が行われているのでしょうか。

4つ目に、総合事業の利用者で介護保険の要支援1、2の認定を受けた人と基本チェックリストによる利用者はおおの何人のございましょうか。

5つ目に、要支援認定者数はことしの7月現在で昨年と比べてどうか、増減数をお示してください。

6つ目に、介護予防の相談に当たって、要支援・要介護申請と基本チェックリストによる判定がありますが、どのように振り分けられておるのでしょうか。

最後です。総合事業の事業費の確保は大変大きな問題であります。どのようになっているのか質問いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

おはようございます。それではまず、1つ目の子どもの貧困対策としての就学援助の改善については、後ほど教育長からお答えさせていただきます。

私のほうから、2の介護保険の新総合事業の取り組み状況についてということにつきましてお答えさせていただきたいというふうに思います。

(1)ということで、事業は順調に進んでいるとの認識かという問いでございますけれども、総合事業については鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し事業を進めているところでございます。今年度より始まった訪問型サービス、通所型サービスについては、従来のサービス事業が引き続き指定を受けられていることから、サービスは順調に進んでいると考えております。

また、総合事業で必要なボランティアなどの新たな担い手の確保につきましては、昨年度より介護予防サポーター養成講座を実施しており、体制が整いつつあるというふうに考えているところでございます。

(2)総合事業としての事業は何を行っているのかということでございますが、総合事業については、広域市町村圏組合全体で実施している事業と本町独自で実施しているものがあります。

広域の組合のほうで実施している事業は、訪問型サービスでは、従来と同程度の介護予防訪問型サービス、そして訪問型サービスAの自立支援訪問型サービスの2つの事業を実施しております。通所型サービスでは、従来と同程度の生活リハビリ通所型サービス、それから通所型サービスAのハツラツ通所型サービス、そして通所型サービスCのステップアップ通所型サービスの3つの事業を行っているところでございます。

一方、本町で実施している事業は、通いの場、そして訪問型サービスBを行っています。また、10月より通所型サービスBを行い、その後、訪問型サービスDも行う予定としております。訪問型サービスCにつきましては、今、広域の組合のほうで検討を進めているところでございます。

(3)担い手が無資格者やボランティアによる多様なサービスの事業は何が行われているのかということでございますが、まず、広域市町村圏組合のほうで実施している事業では、自立支援訪問型サービスを行っています。一定の研修を受けた無資格の従業員によりサービスの提供を行うことになっているところでございます。

本町で実施している事業では、シルバー人材センターが行う訪問型サービスBと介護予防

サポーターが行う通いの場になります。通所型サービスBについても介護予防サポーターで行い、訪問型サービスDも介護事業所の協力のもとに行う予定というふうにしております。

(4)総合事業の利用者で要支援1、2の人数と新たに事業対象者と判定された人数は何人かということですが、6月末の利用実績で新たに判定された人数は、要支援1が8名、要支援2が13名、そして事業対象者が11名で、計の32名となっているところでございます。

(5)要支援認定者数の増減は昨年と比べてどうかということですが、平成28年7月末の要支援者数は、要支援1が122人、そして要支援2が102人、計で224人です。平成29年7月末の要支援認定者数は、要支援1が107人、そして要支援2が91人で、計の198人です。昨年に比べて26人の減少となっているところでございます。

(6)要支援・要介護申請と基本チェックリストによる判定はどのように振り分けられているのかということですが、申請者の身体の状態、サービスの希望などの聞き取りを行います。基本チェックリストによる一律の振り分けではなく、認定申請を希望される方については認定申請をしていただいているところでございます。

(7)総合事業費の確保はどうなっているのかということですが、総合事業については、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と役割分担を行い実施しております。総合事業費の増加が見込まれる中、財源の確保につきましては鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、国、そして県へ求めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の答えを終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1項目めの子どもの貧困対策としての就学援助の改善についてということについて、教育委員会のほうからお答えをしております。

(1)入学準備金の入学前支給についてということで、ア、県内で3月支給がされている市町はどこかということですが、佐賀市、武雄市、鹿島市、白石町の3市1町が支給されております。

イ、要保護者の児童・生徒は3月に支給することができるのではないかとということですが、要保護児童について生活保護受給世帯の児童・生徒には、生活保護費の教育扶助に含まれ、

入学準備金は3月に支給されております。

ウ、来年度入学予定者の3月支給に向けて検討をということですが。

3月支給の場合、前々年の所得で判定しなければなりませんので、現状の貧困世帯を正確に捉えることができません。基山町では直近の収入状況の確認により準要保護の認定をしておりますので、3月支給は考えておりません。

(2)入学準備金の引き上げについてです。

ア、今年度の政府予算で要保護者の入学準備金が引き上げられたが、実施はするのかということですが、要保護児童・生徒については生活保護費の中に含まれて支給されておりますので、29年度から引き上げが実施され支給されております。

イ、準要保護者の入学準備金を引き上げると、支給費の増加額はどれくらいになるのかということですが。

平成29年度の新入学児童・生徒の対象者数で試算した場合、414,420円の増額となります。

ウ、準要保護者の入学準備金の引き上げは必要ではないかということですが、来年度からの実施を検討しています。

(3)番目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給についてということですが。

ア、現在、児童・生徒のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は幾らかということですが、小学校でクラブ活動費と生徒会費はございません。PTA会費は1世帯3,000円。中学校では、クラブ活動費が年額1,000円、生徒会費が年額200円、PTA会費が3,400円と2人目以降に200円が追加されます。

イ、支給するにはどれくらいの財源が必要かということですが、小学校のPTA会費と中学校のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支払う場合、28万5,200円が必要です。

以上お答えといたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目以降の質問に移ります。

まず、就学援助の改善、拡充でございます。

今の就学援助の現状ですが、もらった資料によりますと、平成29年度、今年度では就学援助申請者数が小・中学校で96名、約100名ぐらい。そのうち入学準備金支給は、小学校1年

生が4名、中学校1年生が14名、合計の18名となっているようでございます。

さて、入学準備金、正式には新入学児童・生徒学用品費ですが、入学前の支給についてでございます。

答弁では、前回と同じで、3月に支給するとすれば前々年の所得で判定しなければならないと。基山町では前年の収入で認定しているのので、3月支給はできないというような答弁でございました。

県内で支給しているところは先ほど言われましたが、さらに来年度から神崎市、小城市、みやき町、鳥栖市が実施予定というふうに聞いているところでございます。そうなりますと、12月の補正予算に恐らく組まれるのではないかとというふうに思っているところでございます。

そのように3月に支給しているところは、前々年の収入で認定をしているわけですね。そこがちょっと基山町と見解の違いということでございますが、佐賀市の担当者にちょっとお聞きをしたわけですが、佐賀市では今年度の入学準備金の申請受け付け期限が2月10日というふうになっています。所得の判定は3月の審査の時点で最新の所得で判断をしているということでありまして。この例のとおりやれば、基山町でも支給できるのではないかとというふうに思うわけでありまして。

それで、鳥栖市が来年度からやろうかなと今準備しているということですが、その前に保護者の意見を聞くということでアンケートがとられています。ここにそのアンケートがあるわけですが、アンケートの結果によりますと、保護者の6割が3月に支給してほしいという結果となっております。町内のシングルマザーで小学校5年生の子どもがいる方の意見をちょっと聞いたんですが、中学校に上がる前の3月にいただけるならありがたいという声も寄せられているところでございます。

鳥栖のアンケートの自由記入欄をちょっと紹介したいと思います。制服代が高い、入学前に支給されるのは助かりますと。早目の支給は生活していく上で助かると思います。3月ぐらいに支給されないと不便です。3月でも遅いくらい。新入学児童・生徒学用品費は3月に支給してほしい。制服の学校は制服代が高過ぎます。その辺で考慮してほしい。制服やランドセル、学用品の準備で多額の支払いがあるので、少しでも早くいただけたらありがたいです。新入学児童・生徒学用品費の支給は3月が絶対いいです。制服、かばんなど出費が多いので、ひとり親にとっては3月支給が助かりますなど、本当に早く支給してほしい、必要な時期に必要なお金を支給してほしいという要望が出されておるわけでございます。

それで、先ほど基山町は今までどおりやりたいということですが、保護者の方はどのように考えられているのか、やはりその実態をつかむ必要があると思います。鳥栖市のようにアンケートをやったらどうかというふうに提案をしますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

鳥栖市の場合は、就学援助を受ける方、認定されている方に直接されているようですが、やるかどうかについては今後検討させていただきますが、鳥栖市のアンケートの結果を今説明していただきましたが、恐らくそういう意見になるだろうなという予測は立ちますが、やはり支給する立場からのいろんな事情を考えますと、クリアしていかなければならないところが幾つかありますので、そのことは今後まだ検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

支給する側からの立場もちろんあります。しかし、やはり何といたってもお金に困っている中で、教育を受ける権利として入学準備金があるわけですが、そういう保護者の意見というか、声、この立場にぜひ立ってほしいなと私は思うわけです。ぜひアンケートを来年度でもとっていただきたいと。それでもってどうするか判断して、できれば実施という形でしていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、入学準備金の引き上げについてでございます。

答弁では、準要保護者の入学準備金の支給額を要保護者並みに引き上げるとすれば、その支給費の増加額は41万4,000円ばかりということではございました。そして、来年度からの実施を検討したいということですが、そういうことで来年度からの実施をぜひ強く望みたいと思います。ぜひ実施していただきたいと思っております。

次に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給についてでございます。

これについての財源は28万5,200円ということですが、これについて実際今までも他市町村の実態を調査してとかいろいろ言われておりますけれども、具体的に支給に向けて前向き

に検討するということを求めたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についてですけれども、クラブ活動費については基山中学校のほうが年間1,000円ということで運動部のほうから集めておりますけれども、それ以外に部費として各部活動、運動部もあれば文化部もありますので、そういった部分で各部活の中で集める金額というのがさまざまな金額になっております。

実際支給をする場合については、その金額をどういう形で合わせるのか、どれぐらいの幅で持っていくのかというところの検討がまず必要になりますので、そういう部分については今後もいろいろ調査をしながら検討する課題ではあるかと思っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ぜひとも前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

この件につきましては、今まで何回も質問を繰り返しております。もう聞き飽きたということはないと思いますが、ぜひですね、やはり私は大事な課題だと思っておりますので、実施に向けて検討していただきたいと思っています。

次に、介護保険の総合事業の取り組みの現状と課題の問題です。

率直に言って、いろいろ本など資料を読ませていただいたんですが、なかなかわかりづらいというふうに思っています。

御存じのとおりこの総合事業は、今まで国の法令で定められた全国一律の保険給付サービスを廃止したと。そのかわり市町村がその事業をします。そうなると、各市町村が自分たちで基準を決めて、自分たちの予算の範囲内でサービスを提供するということですから、各市町村ばらばらとなっています。ですから、事業によっては非常に各市町村間のサービスの格差も心配されております。ですが、基山町では順調に進んでいるということですから、それは大変結構だと思います。

そこで、ちょっと私が思ったのが、新総合事業の内容、一体どれぐらいの町民の方が知っておられるのかなというふうに思います。その辺が心配ですけれども、この総合事業につい

ての周知ですね、これはどのように今までやられてきたのか、説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

総合事業の周知ということですが、広報にはもちろん載せてありますし、ホームページでも載せているところがございますけれども、そのほか、総合事業を利用される方については、何らかの身体的なところのサービスが欲しい、支援してもらいたいというところで役所なり包括支援センターなりに相談に来られます。そういうところで周知と申しますか、相談を受けて対応しているところがございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そういう点では、今利用されている方、これから利用される方については案外と知られているかなというふうに思いますが、私65歳以上ですが、実際なかなかわからなかったというのが本音です。

それで、基山町で行っている総合事業の内容です。要支援1、2と新たな事業対象者に判定された方に対して行っている事業の内容ですが、先ほどの答弁では、鳥栖広域で実施している事業と基山町が独自に実施している事業がございますと。それで、鳥栖広域で実施している事業には訪問型サービスが2つあると。ホームヘルプサービスですね、これが2つあります。それと、通所型サービスが3つありますと。基山町が独自で実施しているのは、シルバー人材センターが行っている訪問型サービスBと介護予防サポーターが行っている通いの場の2つがございますと。また、来月10月から基山町として実施を予定しているのが通所型サービスBと、その後、訪問型サービスDというふうに答弁されたわけですが、はっきり言ってなかなかよくわかりません。もう少し詳しくですね、なかなか難しいかとは思いますが、わかるように説明をお願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

総合事業につきましては、なかなかサービスの種類が多くて複雑なところがございます。

再度御説明申し上げます。

総合事業につきまして、町長も申されましたとおり広域で実施している分と町独自の部分がございます。

広域で実施しているのは、自宅に訪問して行う訪問型サービスでございます。2つありますけれども、1つ目は、身体介護と生活支援を専門の訪問介護員で行う介護予防訪問型サービスになります。これは28年度までの訪問介護になります。2つ目に、身体介護は行わず生活支援のみを行い、一定の研修を受けた職員が行う自立支援訪問型サービスになります。これは新規のサービスになります。

また、施設に通所して行う通所型サービスでは、生活動作が低下しないような運動を行う生活リハビリ通所型サービスがございます。これは28年度までの通所介護になります。2つ目に、施設の人員基準を緩和し、体力の維持のためのサービスを行うハツラツ通所型サービスになります。これも新規のサービスになります。3つ目に、体力向上のため短期集中的に支援を行うステップアップ通所型サービスがあります。これも新規のサービスでございます。

次に、本町で実施しているのは、一般介護予防としてボランティアを中心に、いきいき百歳体操を行う通いの場がございます。現在、第10区を含めた町内3カ所で実施しているところでございます。

そのほか、電球のかえなどの簡単な生活支援を行う訪問型サービスBをシルバー人材センターにお願いしているところでございます。また、10月より通所型サービスBとして、いきいき百歳体操を行う予定でございます。そのほか、広域で栄養士等による訪問指導の訪問型サービスCについては今検討中でございます。町の行う通いの場などへの送迎などの訪問型サービスDについては、介護施設の協力により今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今説明もございましたが、実際サービスを受けないとよくわからないのかなという感じはしますけれども、そこで、今説明の中で実施している鳥栖広域で実施している事業の中に、訪問型、通所型、サービスAというのがございます。これは、本によりますと緩和した基準によるサービスとされておまして、担い手がヘルパーの資格なしでホームヘルプサービス

とかデイサービスもできるというふうにされております。

ちょっと私の理解が間違っておれば指摘してほしいわけですが、そうしますと、今までどおりのサービスではないわけですから、私はこのサービスの低下につながっていくんじゃないかというふうに心配するわけですが、その辺は今の実態を含めてどのようにお考えなのか、実際やられているわけですから、御見解をお聞きます。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

緩和されたサービスということで、自立支援訪問型サービスについての御質問かと思えます。

これにつきましては、一定の研修を受けて職員でサービスを行うことができます。ただし、従来型の介護予防訪問型サービスも現在運営はされております。その中では身体介護と生活支援を行っております。これが従来型でございます。それで、緩和された部分については生活支援のみを実施する。洗濯の補助とか料理とか、そういうのをやるサービスでございます。それについては一定の研修ということになっていますので、これについては新しくできたサービスなので、サービスの低下ということは今のところ考えておりません。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

サービスの低下は今のところないということですが、ちょっと私の質問が悪かったかなと思うんですが、緩和された基準の中で、担い手がヘルパーの資格がない、そういう人がホームヘルプサービス、デイサービスをされるのではないかと、それができるのではないかと。そうすると、今正規の資格を持った方がやられているわけですが、このサービスの低下に、いわゆる質の低下になっていくんじゃないかというふうにちょっと心配しておりますが、その辺はどうですか。いや、それは心配せんでよかですよということなんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

その点に関しましては、一定の研修を受けさせてもらいますので、個人個人の能力的など

ころはそう変わりはないと思います。

身体介護につきましては、やはり専門的な知識、経験、そういうところも必要になってくるかと思いますが、生活支援のみですので、料理の手伝いとか洗濯とか、そういうところになってきますので、大した変わりはないと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今のところ大した変わりはないということで、安心していいかなというふうに思うわけですが、これは今までと違ったサービスです。緩和した基準によって、一定の研修は受けたにしても、資格のない人が担い手としてやるわけですから当然心配も出てくるわけで、これが先々、こちらのほうがどんどんふえてくるということになりますと、さまざまな問題が出てくるのではないかとこのように思っているところでございます。

次に、総合事業の中で基山町が行っている多様なサービスでは、もうそれこそ担い手が、基山町ではシルバー人材センターとかボランティアの介護予防サポーターでこのホームヘルプサービスやデイサービスができるというふうにされていると思いますが、果たしてこの辺が対応できるのかと。今いろんな研修とか募集なんかも行われておるわけですが、ボランティアの方でもありますし、きちんとした正規の職員ならともかく、本当に対応できるのかなと。サービスBと言われる部分ですかね、ちょっと心配をするわけですが、どうですか、実際その辺についてはどうようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今ボランティアの育成ということで、介護予防サポーターの育成を前年度から行っているところでございます。今、介護予防サポーター養成講座の中で実施しているのが、いきいき百歳体操のみの指導の仕方、そういうところを育成して10区内を回って行動しているところでございます。

ただ、介護予防運動だけを今やっていますけれども、これから生活支援の中でも多様なサービスが必要になってくることも考えられますので、ことしから始まった事業でございます。これから高齢者サービスに対する問題点などを洗い出しながら、新たな地域支援の掘り起こ

しをこれからも進めていこうと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと確認ですけど、私の理解が間違っておればただしてほしいんですが、基山町が行っている多様なサービスの担い手はボランティアとかが中心ですけれども、その人たちが今後ホームヘルプサービスとかデイサービスを行うことになるんですか。その辺は、先々、いや、なりませんということなんですか。そこんにきちょっと説明ください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

現在、広域市町村圏組合のほうで行っている事業に対してですね、サービスに対しては、介護予防サポーターについて、ボランティア、うちのほうが育成しているサポーターなどをそちらのほうに派遣していくということはないと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと私の質問が悪かったのか、いや、今後、基山町が多様なサービス事業として、多様なサービスというのは、さっき言った資格のないボランティアの人がやるサービスなんですよ。その人たちが、今後、通所介護とか訪問型サービス、ホームヘルプ、デイサービスをするのかというふうなことですが、そういうことはボランティアはしませんと、あくまでいきいき百歳体操とか、そういう元気になってもらうことはしますけれども、そういうのはやりませんということで確認していいんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

従来型のサービスにつきましては、今までの免許を持った方が行っていきます。特に介護予防訪問型サービスについては、ボランティアが入ることはないと考えております。それと、生活リハビリ通所型サービス、これも基本リハビリですので、免許を持った人が必要になっ

てくると考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

わかりました。

次ですが、要支援認定者数です。ことしの7月現在で、昨年と比べてどうかということですね。結果的に減ったというふうに答弁をされました。この件については、厚労省が行いました2016年度介護給付実態調査によると、介護予防サービスの利用者数は前年比で3.8%減と。これは市町村の総合事業に移行して、利用が抑制されたのではないかというふうな報道もされているところでもあります。高齢者の人口はふえているわけですから、そういう意味では当然、認定者も私、素人の考えではふえるというふうに見ているわけですが、昨年より26人も減ったと。この原因は一体何ですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

要支援、要介護の認定者数が26名減っているということで、その理由はということなんですけれども、その中で、総合事業の事業対象者につきまして、要支援じゃない31名の方が事業対象者ということになっておりますので、その部分で総合事業対象者の要支援じゃない事業対象者ということをお願いされたのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

よくわからないんですが、つまり、要支援、要介護を申請するときに利用者の方が、申請はしないでチェックリストによる判定、そちらでいいですよというふうに希望されたから減ったんじゃないかということなんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

要支援の移動につきましては、要介護に行かれた方もおるかと思っておりますけれども、やはり

チェックリストだけでサービスを受けて、もうこの部分でいいよということを選択された方も31名おられますので、そこの部分を選択したということで減ったというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

その辺なんですね。もちろん本人の希望によるものというふうに思うわけですが、介護予防の相談に当たって、要支援、要介護申請と基本チェックリストによる2通りの判定がありますよね。どのように振り分けられているのかということでもちょっとお聞きしたわけですが、認定申請を希望される方については認定申請をさせていただいておりますということですので、そのようにやっているということであれば結構なんですが、基本チェックリストによる判定というのは、現在、役場職員の方で、受付でやられているわけですかね。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

役場の健康福祉課でも御相談のときに事業説明を行い、申請受け付けもしております。そのほか、地域包括支援センターのほうでも受け付けをしているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、介護の必要性についての判断ですね、これは本来、最初の相談の段階で病歴とか認知症がないのかとか聞いて、さらに在宅での生活状況も聞くと。そして、住宅改修などは必要ないのかなんかも聞く必要があるというふうに思っておりますが、そういう点では、基本チェックリストをいただきました。25項目ということでここにあります。その辺はどうもないような感じもするわけですが、その辺についてはどのように最初の段階でお聞きをされているのか、説明ください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

基本的に、身体状況、生活状況、そういうところで軽度の障がいと申しますか、身体的に体力的なところが落ちている、筋肉力が落ちているというところでチェックリストには該当してくるような感じにはなりません。ただ、この振り分けで疑問がある場合については、地域包括支援センターのほうと相談をしまして、その部分は振り分けと申しますか、申請についてどういうふうな判定をするかというのを決定しているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それはわかりました。

それで、総合事業の利用者のうち要支援認定者と基本チェックリストによる利用者がありますね。これは同じサービスではありません。サービスの違いがあると思いますが、どんなサービスの違いがありますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

要支援1、2の方のみが受けられるサービスというところでお答えしたいと思います。

要支援1、2の方のみが受けられるのが14サービスございます。介護予防短期入所生活介護、ショートステイなどなんですけれども、そういう介護予防サービスが8件ですかね。それと、認知症対応型共同生活介護のグループホームなどのサービスが地域密着型サービスといたしまして3件と、あと、福祉用具貸与などが生活環境を整えるサービスということで3件ございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ですから、基本チェックリストの判定によって利用される方については、それはできないわけですね。同じ総合事業を受けていても、それはやれませんかというふうになるわけですから、そのようなサービスの違いがあるわけです。だから、総合事業は2015年から開始するというふうになっただけで、基山町は2017年という形になっているわけなんですけれども、成功した自治体の例を見ても、新規の相談に来られた方については要支援、要介護認

定の申請をしてもらおうと。しかし、認定をされなかった人については基本チェックリストによる判定をしているということもあります。そういう意味で、先ほど希望によって、それは振り分けていますよというふうな感じだったんですが、相談する人はまずよくわからないんですよ。どういうふうになつとるかもよくわからないし。ですから、まず先に、やっぱり要介護申請を受け付けると。これをやったらどうですかということでしたらどうでしょうか。その辺はどうなんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

基本チェックリストの利点というところで、大体早ければ1週間程度でサービスを受けることができます。認定申請の場合は大体1カ月ちょっと超すぐらいにはなるかと思しますので、そういうところも検討する必要があるかと思えます。そういう成功した自治体があるということであれば調査を行いながら、よりよい申請の受け付けの仕方を考えていきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そこなんですよ。あなたが要支援認定を受けるなら1カ月ちょっとぐらいかかりますよと。しかし、この25項目の紙でやりますと1週間ぐらいで終わりますよと。どうですかと。それで、本人が早く介護を受けたいということになれば、いや、もう1カ月もかかるなら困りますと、すぐでも受けたいですと、基本チェックリストでいいですからというふうになりませんか。その辺ちょっと心配するわけですが、何か片一方は短くて、すぐサービスができます、片一方は時間がかかりますというような点は確かにありますけど、その辺がちょっと、何かうまいぐあいであれされているのかなという感じもちょっとするんですけど、それは私の誤解なんですかね。どうですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

まず最初に、申請に来られた方とそのサービスについての御相談はちゃんとやっていると

考えております。サービスを受けたい内容、そこら辺の説明は重々行って申請者に対し対応していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に、総合事業費の確保についてお伺いをいたしたいと思います。

先ほどの答弁で、今後、総合事業費の増加が見込まれる中で、国や県に対して要望していきたいということです。それはぜひお願いしたいと思いますが、問題は、そういうふうに関後、総合事業費の増加が見込まれるわけですが、国は費用の上限額を設定しているところにあるわけですね。事業費全体の伸びをその市町村の75歳以上人口の伸び率以下に抑えなさいと。しか認めませんよと。つまり上限を管理しているわけですよ。それ以上は認めませんよというように思うわけですが、そうなりますと、今やっている現行相当サービスの低下とか、この利用を抑制せざるを得ないというふうな状況になるんじゃないかと私は思います。その辺についてちょっと見解をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

議員言われたとおり事業費に対しての上限は75歳以上のところで、伸び率ということで加えられているところがございます。現在のところ、事業費の中で総合事業を進めているところでもありますので、これから先のことは、高齢者の伸びによってサービスのほうもふやしていくなり、そういうことは出てくるかと思いますが、これから介護給付保険費の給付の状況なり基山町内の高齢者の状況、そこら辺に当たり、事業展開の仕方、そういうところも工夫しまして展開をしまして、財源以内で適切に対応していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に町長にお伺いいたします。

先ほど事業費の上限を管理されているというふうに申しました。だから、国に対して国庫負担を求めていきたいというふうなことです。私は今後ふえるであろう必要な総合事業、

この費用を確保するためには、場合によっちゃ一般会計からの補填もやっぱり私は必要だというふうに思っているわけですが、その辺について町長の御見解をお聞きいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、総合事業、先ほどから要支援1、2で認定を受けたい方々は、そちらに基本受けれるということが前提だということをまず御理解いただければと思います。そして、それ以外に総合事業で受けられるサービスの内容と安い費用で、しかも、今までは要支援で受けられなかった方も受けられるようになったということで、今回の改正は非常にいい改正であったというふうにまず御理解いただきたいことを前提に、ただ、これがいい改正かどうかはこれからかかっています。

結局、この総合事業をうまくやることによって、要支援、要介護の重篤な方々の費用が少しでも抑えられるかどうかポイントなので、基山町はそのモデルになるように、まず今頑張ります。その結果を出さないことにはいろんなことは言えませんので、その途中の段階において結果が出そうになるようなことがあれば、当然今おっしゃったような一般財源から繰り入れるようなこともないことはないかもしれませんが、まずは今のルールで全力で走って、佐賀県で一番先頭を走るぐらいの気持ちでやっていきたいというふうに思っていますので、そういう意味で言うと、何か問題点とかがそれぞれの議員、松石議員を含めいろいろな議員にこの制度の問題点で、基山町で具体的にそういう案件があったらどんどん言っていただいて、どんどん改良して、少しでもいい総合事業にしていきたいと思いますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に、ちょっと心配な点です。この総合事業をやることによって成果を出して、要介護1から2に移らんごとと、それは移らんごとじゃなくて、重くならないようにということですよ。それはもう全くそうだと思います。

ただ、2015年からやっているわけですが、先行している自治体の例を見ますと、いわゆる介護保険からの卒業を強制していると。あなたは卒業ですよということでしている例があり

ます。それが、あなたは元気になりましたからという形で、例えば住民ケア会議とかなんとかあつとですかね、そういう中で検討してですね……（「地域ケア会議」と呼ぶ者あり）ああ、地域ケア会議の中で検討して、この人はもう卒業だというふうな例もあると聞いておりますので、ちょっと心配をするところですが、町長が言われたとおりになれば、それは幸いです。ぜひそういう方向で努力していただきたいと思ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○議長（品川義則君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○1番（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番議員の松石健児です。まずもって、傍聴者の皆様におかれましては、大変平日のお忙しいところおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、通告書に従い、今回は防災対策と基山町立保育所建設等に関する2項について質問させていただきます。

まず防災対策につきましては、皆様も御周知のとおり、日田市、朝倉市、東峰村などを襲った九州北部豪雨が昨日5日でちょうど2カ月になります。この豪雨を初め、日本全域のさまざまな場所で豪雨による土砂災害や河川堤防の決壊による被害が多発しています。災害に対して比較的安全と言われる基山町でも、大雨に対する備えは大変重要だと考えております。

そこで、以下の点について御質問させていただきます。

1、防災対策について。

(1)町内エリア別に2種類の「基山町土砂災害ハザードマップ」が新たに作成されている。

ア、新たに発行した理由は。

イ、従来の「基山町ハザードマップ」との違いは。

ウ、「基山町土砂災害ハザードマップ」それぞれの発行日と発行部数は。

エ、町民への配布状況は。

(2)指定避難施設（緊急避難場所）が3カ所、予備避難施設が6カ所、避難所一覧として掲載されている。

ア、避難所には一次避難所・広域避難所と収容避難所があるが、町に一次避難所・広域避難所はあるか。

イ、避難所それぞれの定員をお示しください。

ウ、福祉避難所（要配慮者）への避難指示は、明確化されているか。

エ、在宅避難者が必要な物資を受け取れる仕組みはありますか。

(3)広域一時滞在（広域避難）について。

ア、被災住民の受け入れについて、周辺自治体との支援協定はできていますでしょうか。

イ、その指定施設は、特定されていますでしょうか。

(4)ため池の決壊及び河川氾濫による二次災害について。

ア、長雨、集中豪雨等によって、決壊の恐れのあるため池はありますか。

イ、河川の氾濫により浸水の可能性がある地域がありますが、その避難場所、避難経路に問題はありませんか。

(5)防災、減災に関する取組について。

ア、砂防施設など、ハード面での防災への取組に関して計画があればお示しください。

イ、庁内及び町民に対しての防災訓練、避難訓練等の近年の実績又は計画はありますか。

続きまして、2、基山町立保育所建設等に関する御質問です。

子育てのしやすい基山町を目指して、ぜひともすばらしい保育所を建設していただきたく、以下の点について御質問をさせていただきます。

(1)基山町における子育て支援の観点から良質な保育所の提供とは、どのような保育所と考えているか、また、独自性として主張できるものがあればお示しください。

(2)基山町子ども・子育て会議による基山町立保育所建設等の下記の答申内容について、見解とその理由を述べよ。

ア、現在の基山町立保育所の定員は250人だが、今後は100人から130人程度の規模が妥当

である。

イ、民間保育所を活用し分園を行い、公立保育所との2園での運営が理想である。

ウ、公立保育所の建設場所は、各種関係機関との連携を考え、庁舎西側での建設が良い。

(3) 建設計画検討委員会報告書に関して、町民及び町立保育園保護者との意見交換会、アンケート調査を行っていますが、基山町子ども・子育て会議の答申と比較して相違点、問題点はないでしょうか。

(4) 2園分園での想定として、現時点でのそれぞれの建設計画（開園目標時期）をお示しくください。

(5) 公立保育所建設と併せて子育て支援センター併設計画について、時期等具体案があればお示しくください。

以上で1回目の質問を終わります。わかりやすい御回答をよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、松石健児議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1、防災対策についてということで、(1)町内エリア別に2種類の「基山町土砂災害ハザードマップ」が新たに作成されている。ア、新たに発行した理由はということなのですが、佐賀県による土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の調査及び箇所指定が平成28年度で完了しました。そのため、土砂災害の危険性がある地域について改めて周知を行うために作成を行ったものでございます。

イ、従来の「基山町ハザードマップ」との違いはということですが、基山町ハザードマップにつきましては、基山町全域を対象に洪水や土砂災害等の危険箇所、避難所等を掲載しております。今回の基山町土砂災害ハザードマップにつきましては、地域を限定し、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域の指定区域を見やすくするために、関係する地域を拡大して作成しているところでございます。

ウ、「基山町土砂災害ハザードマップ」それぞれの発行日と発行部数はということですが、基山町土砂災害ハザードマップの発行日につきましては、平成29年2月28日で、発行部数につきましては、第1区・第2区掲載分、そして第3区・第4区・第6区・第10区掲載分をそれぞれ750部発行しているところでございます。

エ、町民への配布状況はということですが、危険箇所の対象地区に、平成29年4月1日号の広報配布時に配布を行っているところでございます。

(2)指定避難施設（緊急避難場所）が3カ所、予備避難施設が6カ所、避難所一覧表として掲載されているが、アとしまして、避難所には一次避難所・広域避難所と収容避難所があるが、町に一次避難所・広域避難所があるかということなんです、現段階ではないわけなんですけれども、本町では、一時避難場所としては各区の公民館やその駐車場、広域避難場所としては、小中学校のグラウンドや総合公園多目的運動場などが想定されるのではないかとこのように思います。現在は、その指定は行ってないので、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

イで、避難所それぞれの定員を示せということなんです、避難所の定員につきましては、基山町民会館が482名、そして基山町総合体育館が1,466名、基山町保健センターが278名、基山町中学校が432名、基山小学校が391名、若基小学校が395名、基山町老人憩の家が60名、そして第2区公民館が56名、第7区公民館が42名の合計3,602名となっているところでございます。

ウ、福祉避難所（要配慮者）への避難指示は、明確化されているかということですが、まず本町の福祉避難所としては、指定避難施設として基山町保健センター、予備避難施設として、基山町老人憩の家を指定しています。現在登録がある避難行動要支援者の方につきましては、避難が必要な場合は電話連絡を行っており、避難所につきましては保健センターを御案内しているところでございます。

エ、在宅避難者が必要な物資を受け取れる仕組みはあるかということですが、災害時に在宅避難されてある場合は、在宅避難者のリストを作成し必要な物資の供給を行うこととしています。

(3)広域一時滞在（広域避難）についてということですが、ア、被災住民の受け入れについて、周辺自治体との支援協定はできているのかということですが、広域避難につきましては、鳥栖市と災害時における避難者の相互受け入れに関する協定を平成23年6月1日に締結しているところでございます。

イ、その指定施設は、特定されているかということですが、本町では、基山中学校及び第7区公民館、鳥栖市は弥生が丘小学校を指定し、相互受け入れを行う避難施設としているところでございます。

(4)ため池の決壊及び河川氾濫による二次被害についてということで、ア、長雨、集中豪雨等によって、決壊の恐れのあるため池はあるかという御質問でございますが、当町には、ため池台帳に搭載されているため池が、6カ所ございます。近年の大雨のように短時間に記録的な雨量を観測する事態になれば、必ずしも安全とは言い切れない状態かというふうに認識しております。このことから、ため池については、ため池の管理者と連携をとり適切な管理を行い、安全性を保っていく必要があると認識しているところでございます。

イ、河川の氾濫により浸水の可能性がある地域があるが、その避難場所、それから避難経路に問題はないかということなんですが、現在、避難所や浸水想定区域等を記載した基山町ハザードマップを配布させていただいておりますが、現在の豪雨等による危険区域を踏まえて基山町ハザードマップを更新し、今後住民の皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

(5)防災、現在に関する取組についてということなんですが、ア、防災施設など、ハード面での防災への取組に関して計画があれば示せということなんですが、防災、減災となる砂防施設については、土石流のおそれがある溪流に設置する砂防堤防が県事業で計画整備されています。

現在までの砂防施設の設置場所は、北陣屋地区外5カ所です。

今後の整備について県計画では、平成28年度から平成32年度までの東部水道企業団の浄水場施設西側に位置する大字園部字別所地区と平成29年度から平成33年度までの県道久留米基山筑紫野線の旧料金所西側に位置する大字小倉字長葉山の2カ所が現時点で取り組まれる計画がございます。

イ、庁内及び町民に対する防災訓練、避難訓練等の近年の実績又は計画はあるかということでございますが、訓練につきましては、平成27年度に佐賀県総合防災訓練による第2区地区を対象にした住民避難訓練を実施いたしました。

また、毎年2回消防団による秋季及び春季の訓練を行っており、去る9月3日には鳥栖・基山地区消防総合訓練において、けやき台を対象に地震を想定した避難訓練や密集地火災救出訓練、地震災害救出訓練を行いました。

近年の自然災害の状況を考えますと、今後は職員に対しては災害対応の実践型研修や住民参加型の避難訓練などの開催に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2、基山町立保育所建設等に関してということで、(1)基山町における子育て支援の観点から良質な保育所の提供とは、どのような保育所と考えているか、また、その独自性として主張できるものがあれば示せという問いでございますが、本町の子育て支援を必要とする全ての家庭が利用できる保育料が確保され、子どもの発達に応じたきめ細かく質の高い保育を提供できる体制が整っていることで、保護者・町民の皆さんに安心していただける保育所と考えております。

公立保育所の独自性としましては、定期的な研修を受講した保育士を配置し、専門的な相談や療育の支援につなげています。障がい児保育につきましても保育士が専門研修を受講し、加配保育士の配置等を行い、受け入れ支援を行っており、保健センターや療育施設等の関係機関との連携により、支援が必要な子の受け皿となっているところでございます。

また、民間保育所との連携についても重要な役割であり、小規模保育園との連携では、平成28年度よりちびはる保育園に給食提供を行っているところでございます。

さらに、一時保育や園庭開放などを通じて、地域の子育て支援を担っているところでございます。

(2)基山町子ども・子育て会議による基山町立保育所建設等の下記の答申内容について、見解とその理由を述べよということでございます。

アが現在の基山町保育所の定員は250名だが、今後は100人から130人程度の規模が適当であるということ。

それから、これはまとめて答えさせていただきますので申し上げますけど、イが民間保育所を活用し分園を行い、公立保育所との2園での運営が理想である。

この記述についての回答でございますが、基山町子ども・子育て会議による、基山町立保育所建設等の規模、運営、建設場所の3つについての答申内容は、本町の実情に合った保育サービスを確保していく内容となっており、町の子育て支援の方向性に沿うものとなっていると考えているところでございます。

アとイが関連しますので、一緒に理由を答えさせていただきたいと思っております。

現在の基山保育園の250名の定員は、県内でも大規模となっており、今後、保護者が求める多様な保育ニーズにきめ細かく応えていくことは、現状の保育士の数の公立保育所1園では難しいというふうに考えているところでございます。現状の保育士の数をもって公立保育園1園で対応することは難しいというふうに考えているところでございます。

また、民間活力を積極的に活用し、例えば、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定子ども園や病児・病後児保育に対応できる保育所など、多様な保育ニーズに応えられるような民間保育所の誘致は効率的かつ効果的な保育サービスの提供につながっているととも考えております。

一方、公立保育所につきましては、町の子育て支援を担う基幹系的な保育所としての機能が今後さらに重要になると同時に、保育の優先度が高い児童等の入所の受け皿として残していく必要があるというふうに思っております。

規模については、現在の半数程度の100名から130名程度、運営については、公立保育所と民間保育所の2園がよいと考えているところでございます。

ウ、公立保育所の建設場所は、各種関係機関との連携を考え、庁舎西側での建設が良いという記述に対してですが、公立保育所につきましては、町の子育て支援を担う基幹系的な保育所として、今後、機能強化・拡充が求められる中、保育所だけで取り組むのではなく、地域社会の関係機関、団体、住民の皆さんとの連携・協働の中で保育所がその特性を生かし、役割を發揮していくことが必要です。

そのため、建設場所は、保健センター、町のこども課等の担当部署と連携がとりやすい、庁舎西側での建設がよいと考えているところでございます。

(3) 建設計画検討委員会報告書に関して、町民及び町立保育園保護者との意見交換会、アンケート調査を行っているが、基山町子ども・子育て会議の答申と比較して相違点、問題点はないかということですが、町民及び基山保育園保護者との意見交換会、アンケート調査の結果も参考に、基山町子ども・子育て会議から答申をいただいているところでございまして、相違点、問題点はないというふうに考えております。

ただし、公立保育所建設予定地である庁舎西側の近接に高圧線で送電されており、電磁波については一般的に不安を感じる部分もあることから、建設に当たっては、電磁波の測定を行い、経済産業省の規制値との比較を行うことにより、安全情報を開示するよう進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(4) 2園分園での想定として、現時点でのそれぞれの建設計画（開園目標時期）を示せということですが、公立保育所につきましては、平成32年4月開園を目標として計画を進めていきたいと考えております。民間保育所につきましては、円滑に分園を行うため、公立保育所に前倒しして平成31年4月開園を目標としているところでございます。

(5) 公立保育所建設と併せて子育て支援センター併設計画について、時期等具体案があれば示せということですが、子育て支援センターの設置につきましては、現在保健センターの中に設置を予定しております子育て世代包括支援センターとの関係性から、その機能と場所をあわせて、早急に検討していくこととしているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、防災対策についてですけれども、まず、防災に関しましては、今回この土砂災害ハザードマップ1区・2区版と、3区・4区・6区・10区版というものが出されております。

まずもって、防災に関しましては、いろんなこういった情報も大切ですが、こういった情報を活用して、町民の皆さんが災害についての知識を高めて問題が起きるときにはいち早く避難していく、そういった御自身での啓発をしていくということがまず第一義ではないかなと思います。

それを踏まえて、やはり基山町としても町民のために、災害に対して安全な対策をとっていくということでこういったものが必要だと思いますけれども、ちょっと時間も押しておりますので、まとめてハザードマップについて御質問させていただきます。

今回、この土砂災害ハザードマップを発行した理由はわかりますけれども、今までのこの基山町ハザードマップ、これを更新して今回のものにすればよかったんじゃないかと思えますけれども、なぜこれはこのまま残した状態で土砂災害ハザードマップを発行したんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど町長のお答えの中にも少し触れさせていただいたと思いますが、最初につくりましたハザードマップについては、町内一円を1つの地図にして掲載をさせていただいております。昨年度作成いたしました分については、地区を分けて図面を拡大して、どうしてもその図面が小さいと位置関係が非常に見づらいと。そういったこともございまして、地区

を2地区に分けさせていただいて、見やすいような地図を作成して改めて配布をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

細かいんですけど、これをもうちょっと縮小すれば、これに網羅されていない7区、あるいは部分的な部分が入ったんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回については、あくまでもいわゆるレッドゾーン、イエローゾーン付近の部分の方々に周知をかけると。そういった意味もございまして、そういった地区を配布を想定したところで策定をさせていただいたところでございます。

それで、同じく町長の答弁にもございましたけれども、来年度にこの全体的なハザードマップについては更新をかけようと思っておりますので、そのときにはまた全戸を対象にした形で配布、周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

こちらの更新の件もあるんですけど、時間がありませんのでそれは置いておきまして、じゃ、今回発行したのがそれぞれ1区、2区の方が750部と、3区、4区、6区、10区の方も750部、これを平成29年4月1日の広報配布時に危険箇所の対象地区に配布されてあると書いていますけれども、何部配布されたのでしょうか。——何部配布されたかわからなければ、全戸を対象に世帯数、アパートとか組合に入られていないような方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった一部の方を除いて、全世界帯にその対象地区には配布をされたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

策定いたしましたのが、対象地区として1区、2区、3区、4区、6区、10区となっておりますけれども、1区、2区、4区、6区については、全世帯の配布をさせていただいております。3区と10区につきましては指定が一部でございましたので、そちらのほうについては一部配布を想定して部数を決定したところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

予算的なものもあるので、そういった対応をしたんだと思いますけれども、これあくまで対象が、こちらにすれば1区、2区というふうにされていますので、この1区、2区の対象の方で、これ表紙には保存版ということで、見える場所に保存してお使いください。あるいは、この中の地図を見ると、この中に線を書いて避難経路を記入しましょうというふうに書いてありますよね。これはある意味、その土砂災害区域であれば、どの位置に面していても、やはりそのエリアの方と、避難はやっぱり声をかけ合ってお互いに避難しに行きましょうというようなことも考えられます。だから、そういった部分ではやはり全区に配布する必要があったんじゃないかと思います。この指定のですね。その辺はどうお考えですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

繰り返しになりますけれども、確かに、理想としては全戸配布というのが理想的なのかというふうに考えますけれども、今回については、特に指定がされて間もないということもあって、改めて特に関係があるような区に改めて周知をさせていただくという考えのもとから地区を限定させていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

余り追及しませんけど、ちなみに1区、2区では、本年度の7月末の人口統計ですけれども、世帯数で1区、2区合計で682世帯、これは部数からすると750部に対して682世帯なので網羅できているんですけれども、3区、4区、6区、10区に関しましては1,409世帯、同

じ7月末の段階で、1,400世帯ぐらいに対して750部ということで、半分ぐらいしか用意できていないということですね。またあわせて、ほかの1区、2区、3区、4区、6区、10区の対象外のところですね、対象外のところに関しては、もう部数を計算すると全く足りないということになりますけれども、例えば、防災に対して各地域で被害が起きた場合、行政が情報を集めるということももちろん大変なことだと思いますし、いろいろ御苦労あるかと思いますが、各町民の皆さんからの情報というのが非常に大事になってくると思うんですよ。そういう場合に、例えば、私であれば、この指定地区ということで言うと、1区も2区も3区も4区も6区も親戚等みんなおります。この地図の中で見させていただければ、どの辺が私の身内、親戚のいる家かわかる。そういった場合に連絡がとれないというときに、いろんな地域の方の連絡、ネットワークを使って、それこそ町長が言われるオール基山で基山の防災を立ち上げていこうという意味では、各ここに関係ない行政区にも配布していくということが非常に大事じゃないかと思います。ちなみに、私もことしの災害の後、初めてこのマップを知ったんですけれども、これは私の住んでいる11区の行政区の区長にお渡ししたのをすぐ公民館に張っていただきました。そういった意味では、我々にとっても他人事じゃないようなものじゃないかと思いますけれども、これの発刊に関しては追加の予定はないですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

発刊の追加の予定はございませんけれども、議員おっしゃったような形で、まずは各区の公民館、そちらに張る部数はまだ在庫として持っておりますので、その分については区長さんを通じて各区の公民館に掲載していただくようお願いをしたいというふうに思っております。

それと、あわせて来年度もハザードマップ更新予定でございますので、その折にイエローゾーン、レッドゾーンもきちんと明記をして、町内全域には周知を行いたいというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひこの辺の効率のいい、もちろん今土砂災害に指定されている地区の方はなるべく詳細な情報が知りたいでしょうから、こういった資料も大切な部分だと思いますけれども、なるべく町民全体で1つの情報としてまとめるような資料を、次回ハザードマップをつくられるのであれば少し参考にしていただければなど。いろんな情報を町民同士で交換するという部分で。

それとあわせて、新たにもしハザードマップをつくるのであれば、ここに一次避難場所です。——済みません、私一次避難所・広域避難所と書いていましたけれども、一次避難場所・広域避難場所ということで御理解をお願いいたします。いわゆる建物がなくて、ほかの地域でいくと津波や急な水没する可能性があるところに高台に逃げるような、そういった場所というのが基山町には特に指定をされていないということですけれども、今度ハザードマップを製作するときにその辺のことを記入することができますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、広域避難場所については一定の面積が必要となりますので、うちのほうで特定することは可能かなというふうに思っていますけれども、一次避難場所によっては、やはり地域によって少しずつ事情が違ってくると思いますので、その辺については、各区長さん方等も協議をさせていただきながら、地区によっては一次避難場所としては複数存在してくる場合もあると思いますので、そういった協議を踏まえて、次のハザードマップに掲載するかということについてはあわせて検討を行っていきたいというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

この土砂災害ハザードマップの中にも過去水没したところが掲載されているんですけども、こちらのハザードマップに昭和38年秋光川の氾濫ということで、秋光川、実松川、山下川等の氾濫によって、これは私の住んでいる地域ですけど、高島団地あたりも水没したというふうな情報があります。実際に写真も見たことあるんですけども、これはいつぐらいの水没を記載されていて、これに記載されていないところはそういった危険性はないんですかね。それとあわせて、秋光川北部のほうはほとんど50センチ以下の浸水箇所になって、その

南側はほとんどないという状況になっていますけど、実際、24時間に500ミリ程度の災害が来たとき、これで想定して、このハザードマップのデータを実際に信用していいのかどうかというのは非常に難しいところで、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この浸水想定区域につきましては、県の調査をもとに指定をされておるところでございます。先ほどから申し上げておりますように、平成30年度の更新に当たっては、現在、県のほうがこういった浸水区域については河川改修の状況であったり、これまでの大雨の状況であったり、そういったところを分析して見直すようにいたしておりますので、そういった見直し計画も踏まえたところで、新たなところで掲載をしていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

県のほうのお考えも十分尊重はするべきだと思いますけれども、例えば、平成21年、平成24年、そして今回の平成29年、九州北部豪雨ということで、それぞれ北部のほうで被害が出て、平成24年のときも今回ほどじゃないですけども、死者も多数出たりした災害が出ております。細かいことは言いませんけれども、その各それぞれの災害のとき、大体24時間で500ミリ程度、朝倉あたりに当たっても1,000ミリを超えているという統計を出しているところもありますけれども、想定からすると、24時間で400ミリから500ミリ、この辺を想定した上で災害を計画立てる必要があるんじゃないかなと思いますけれど、こちらの資料では48時間で521ミリが降ったことにより秋光川が氾濫した場合に浸水が想定される区域ということですから、さらにこれよりも危機感を持って政策する必要があるんじゃないかなと思いますけど、仮に24時間でというと、その記載するのは非常に難しいかもしれませんが、そういうことを想定したところをつくる必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

河川の氾濫については、河川改修も含めたところで県の事業として県の管理がされておるところでございます。

そういった意味からすれば、やはり一義的には県がそういった災害の雨量を想定しながら浸水区域を想定し、河川改修の参考にしておるといふところもございまして、そういった部分を参考にしながらうちのハザードマップについては掲載をしていきたいというふうを考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

地図に記載するのは難しいと思いますが、実際、この従来のハザードマップのほうですね。これは昭和28年の豪雨、昭和38年の豪雨、それと昭和55年の豪雨ということで、昭和28年の豪雨、亀の甲ため池の決壊では、1日の水量24時間だと思っておりますけれども、323ミリ、昭和38年の秋光川の氾濫のときが1日で236ミリ、それと、昭和55年の柿ノ原の土砂災害のときが4日間の累計で400ミリということ。この辺想定すると、最近の被害からするとかなり雨量としては少ない状況だと思います。

ぜひそういう部分ではもうちょっと、その地図には載せられなくても、この辺の雨量になった場合は避難を、避難の告知をするのも大事でしょうけど、こういったものをつくるのであれば、そういった告知文書というのが大事になってくるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、議員がおっしゃったような御意見も十分検討しながら、作成に当たっては留意していきたいというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひお願いします。

あわせて今までの流れの中で、秋光川流域が非常に、北側と言うんですかね、駅側のほう

が浸水50センチ以下という形になっています。これただたまればそこまでひどくはないのかもしれませんが、これに川の流れがかかってくるとかなりの勢いで人も流される可能性も出てくると思います。

今回、ため池の決壊等も書いておりますけれども、これいわゆる山津波ですよ、大雨、長雨の場合、決壊した場合に川や海と違って津波が来て土石流等で流されていくというふうな状況になっていくかと思えます。これ仮に、今6カ所ありますけど仮に過去決壊したため池等が基山側のほうに決壊した場合に、山下川等に流れ込んで、それも長雨が続くと同じように秋光川の氾濫とかと合わせると、1区、11区方面が浸水していく可能性があると思われまますけれども、そういった場合に、協定として鳥栖市では弥生が丘を避難場所として、協定としてされておりますけど、この辺、同じ一次避難場所ですね。高台という意味では東公園とかありますけど、あと地震等の場合にもあるのかもしれませんが、民間での九電工との連携とか、その辺はどういうふうになって、東公園を一次避難場所として鳥栖市のさんのほうにお願いすることができないか。あと九電工さんとの連携は、あそこを避難所としてお願いすることはできるかどうかということと、その水害についてはどうお考えかと、お願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、現在結んでおります鳥栖市との協定については、風水害と地震を想定したところで相互の利用を行っていくことといたしております。

大雨の場合で申し上げますと、先ほど議員おっしゃってございましたように、山下川並びに秋光川とかが非常に推移が上がって、本町の避難施設では十分な避難ができないということも想定できることから、1区ですとか11区を対象に弥生が丘小学校のほうに避難をしていただくということを想定しております。

逆に7区の公民館については、鳥栖市の永吉地区のほうに山下川の増水によって避難所に行けない場合があるということで、そういったところを想定したところで現在行っておるところでございます。

そういった意味からすれば、先ほど申されました九電工であったり弥生が丘の東公園というのは1つの考え方だと思いますので、そういった部分については、特に九電工さんについ

ては民間の施設ということにもなりますので、十分にうちのほうで検討させていただいて、そういったことが必要であるというふうに判断をさせていただいたならば相手方と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、大雨で先ほど言われたような土石流によって、そういったため池が崩壊すれば、そういった地区については浸水するおそれはあると思います。そういった部分も想定に入れながらハザードマップの作成に当たっていききたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

何度もお伝えしていますが、これには150年に一度の想定外の被害というふうなふうに書いておりますけど、ここ数年、非常に大きな被害が起きているのと、通常よりもかなり降雨量の多い被害が出ておりますので、その辺を想定しての避難計画、あるいは避難マップへの記載等をお願いしたいと思います。

あわせて時間がありませんけれども、2区も同じ水没する場所に避難場所が指定されております。その辺ももう一度御一考いただいて、地区の方と御相談いただくなりして、とりあえず避難場所にするにしても、ここがだめだった場合というところの避難場所をある程度想定して設けておく必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いします。

あと、砂防ダム等のハード面に関してですけれども、これも県のほうから出ておまして、数字を申し上げますと、基山町で土砂災害警戒区域が209カ所、うち土砂災害特別警戒区域が199カ所、警戒区域だけで言うと、基山町は209カ所ということで、上峰町の17カ所、みやき町の17カ所、吉野ヶ里町の88カ所よりもかなり大きな箇所の土砂災害警戒区域があります。これは鳥栖市と同じ209カ所というふうに表示されておりますけれども、ほとんどが急傾斜地の崩壊、あるいは土石流の可能性があるので記載をされております。全てをやっぱり問題を解決していくということはできないでしょうけれども、現在では設置箇所というのは5カ所ということですよ。今後、2カ所が現時点で取り組まれているということ。

この辺のやはり、この土砂災害ハザードマップを最大限に生かしていくのであれば、この辺の情報に対して今後どういった取り組みをしていくかという情報発信も必要だと思っておりますけれども、今後、これ以外に、今5カ所と対応しようとしているところが2カ所、計7カ所ですけど、それ以外のところについては今後どういうふうな対応をしていきたいとい

うふうにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

土砂災害については、いろいろな場合が想定できるというふうに思います。それと、実際町長のほうから回答していただいた所管にしても、河川砂防課であったり農林であったり、そういったところで所管が違う部分もございますし、同じ急傾斜地であっても箇所がばらばらな報告があったりとかしますので、そういった部分を総合的に判断して、現地なども十分に調査をしながら、やはりその工事が必要な箇所については町でやらなければいけないところについては町でやっていく、計画を立てていく必要がありますし、あと県とかに要望していく箇所があれば、そういったところを要望していくということで対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

もちろん予算あつてのこと等もありますので、これを全て対処するという事は非常に難しいと思いますけれども、難しいからこそいろんな手続、行政上の問題はあられるかもしれませんが、町民からすると、そういった問題にはすぐは解決できないよと、だからこういった危険性があるのでなるべく早く逃げてほしい。なるべく避難してほしいということを強く強調していただいて、それ以外で国、あるいは県の補助で、その地域の方がある程度負担をすれば補助が出ますとか、そういった情報も随時発信していただければなと思っております。

最後に、訓練に関しましてですけれども、先日の9月3日にも鳥栖・みやき地区で非常に大がかりな訓練がありました。

こちらは火災と地震災害の救出訓練ということになっておりました。消防団等による火災訓練も非常に活発にされていて、非常に火災等に関しては、基山町の防災意識というのは非常に高いんじゃないかなと思いますけれども、こういった自然災害、土砂災害、あるいは河川の氾濫というところについての訓練というのはいまひとつできていないんじゃないかなと思います。これは各行政区でも自主防衛組織等を組んでおりますので、ぜひその辺と連携し

て無線等を使って、一度ぐらい庁舎内と各行政区と連携した訓練をやるのが非常に大事じゃないかなと。特にここ数年、これだけの被害が起きている、災害が起きていますのでやる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、その必要性は十分に高まってきていると思っております。また、町長のほうからもそういった訓練は行っていくようにということで、十分に検討しなさいということで指示も受けておりますので、できる限り早く、特に自主防災組織等を連携した避難訓練ということになると思いますけれども、そういった訓練の実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

前回の朝倉市等での災害を教訓に、まだ町民の皆さんもいろんな意味で記憶に新しいと思います。そういった被害をなるべく知っているうちに、身近にあるときに自分にも降りかかる災害の可能性があるんだというところで訓練を行えば、非常に皆さんも意識を持ってやってくれると思いますので、ぜひそれをお願いしたいのと、先ほど申し上げたハザードマップ、24時間で400ミリ、あるいは500ミリを想定したところでの避難計画、あるいは危険箇所等の明記も今後検討していただいて、新たに把握をしていただければなと思います。

以上で1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問ですけれども、基山町立保育所建設等についてですが、まず子育て支援の観点からの良質な保育所の提供とはどのような場所かというふうに言われていますけれども、子どもの発達に応じたきめ細かく質の高い保育を提供できる体制が整うような保育所、保護者、町民の皆様に安心いただける保育所というのは当然大事なことだと思います。

それとあわせて、現状、女性の方の社会進出等もいろいろ問題、子どもが預けられなくて、なかなか働きたくても働けないといった、そういった社会進出にとっての1つの問題も出ていると思います。

そういう中では、やっぱり子育てをしている、特に女性の方が働きに出る場合にも柔軟に

対応できるような、安心して預けられる、またそういったことに相談に乗れる保育所という部分も大事じゃないかなと思いますけど、その点に関してはいかがですか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

松石議員がおっしゃったとおり、今、女性の社会進出が進んでおり、パートの方、正規職員の方、いろいろ職種に分かれているんですけども、その中で、保育園に入りたいと言われるときに対応できるような体制をとりながらの保育に努めていきたいと思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

もう一度お願いします。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

女性の社会進出が進んでおり、当然働きに出たいと言われるときに、即言われて申請があればすぐ対応できるような体制をとっておくということが必要なことかと思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今の御回答は後ほどの質問に加えさせていただきます。

この後の(2)の答申内容について、町のほうの見解ということですが、私も答申を読ませていただきました。いろんな予算的なもの、今後のことを考えると、この答申内容も私も決して否定するつもりはございません。ただ、これから進めていく期間等々を考えると、本当にこの内容で十分議論をされたのかということに関しては疑問が残るところがあります。

定員に関してと2園分園というところで一括してお返事をいただいておりますが、仮に250名の場合、大規模になって、保育士の数等1園では難しいというふうに考えていますけれど

も、これ保育士が250名で大変ということじゃなくて、これは保育士の待遇の問題じゃないんですか。保育士が1園では250名では大変だというふうに思わないんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

現状を見ますと、現状この250名の保育士なんですけれども、ここで正規の職員としての保育士は14名ということで、あと臨時の方が30名ぐらいいらっしゃいます。ここでの現状の保育士の数の公立保育所1園ではということの意味は、現状の正規の職員の14名の1園では公立保育所では難しいという意味での町長の答弁となっております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

松田町長も経済産業省に行かれてあるので御存じかもしれませんが、例えば、経済学でいうと、規模の経済という部分では、大きくなればなるほどスケールメリットが発揮されるという部分がありますよね。例えば、この部分で言うと、2園に分園せずに250名現状でいくと、例えば、購入できないような非常に高度な印刷ができるカラーコピーを1台買えるとか、あとは物を購入したときに数の原理で、数の経済で単価を安くできるとか、あるいはここに出ていますけれども、病気になったお子さんたちを預っていくというのは症例が多いほうがいいですよ、少ないよりは。そういう部分ではいろんな保育士の方がいろんな症例の方を預って、そういう情報を共有できる。規模の経済から言うと、大きいほうが非常に効率がいい。確かに建築費は一番最初にはかかってくるかもしれませんが、それから言えば企業と同じように、大きな状態のほうが保育としてはいいんじゃないかなという考えもありますけどいかがですか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

規模が大きいとメリットがある部分もございますけれども、現在の基山保育園では、正規職員が14名、臨時職員が30名おります。まず保育をする場合に、保育計画とかを各クラスに

正規職員を配置して、それに臨時職員がサポートにつくという体系をとらせていただいております。その中で、正規職員が保育計画を立てながら、臨時の先生を指導しながら保育に当たっていくという形態をとっております。

今後、新しい保育園におきましては、今以上に一人一人お子さんに対して質の高い保育にしていきたいということで、極力正規職員が当たっていくと。正規職員は一人一人の顔を見ていくという形をとりたいということも含めて上げているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

そうすると、民間・公立というのは別として、これを2園に分園すると、そういうきめ細やかな対応ができるという解釈でよろしいんですか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

そのような形でやっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

名前も出ましたので、ちょっと整理させていただきます。

まず、先ほどの1つ前の質問でもあったんですが、女性の社会進出にとって何が必要かと。一番は延長保育です。それから病児保育に病後児保育、さらに保育園と幼稚園が一体的にやれる認定こども園、この3つは非常に女性の社会進出にとってはプラスだと思います。

これは、公立保育園でやるのは非常にいろいろな意味で問題があるということもまず御理解いただきたいというのが1つです。公立保育園でやってやれんことはないだろうという話ですけども、非常に難しいということでございます。

それから、それをやる場合には、今の14人を倍とは言いませんが、10人は間違いなく正職員をふやさなければいけなくなります。これは、1人当たりの年間給与が3億円と言われておりますので、30億円まずは債務負担行為が発生するという理解でいいというふうに思います。

そういうところを考えると、民間のよさと公立のよさを残しつつ分園するということが、今の段階で考えられる一番最善の方法ではないかなというふうに考えております。例えば、女性の社会進出で働きたい方のほうは、場合によっては民間のほうを優先的に考えられるかもしれないし、少し障がいのある子どもさんとかであれば公立保育園のほうを優先的に考えられるということで、そういう選択も含めて非常にとりやすいことになると思いますので、今の案が出てきているということで、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

はい、わかりました。ただ、いろんな話をお伺いすると、民間のほうも確かにそういうきめの細かいサービスというところではメリットがあるんでしょうけれども、利益を出していかなくちゃいけないという部分が1つあります。

それと、よく文章で、そこで対応できなかった部分を公立の保育所で対応していくという、きめの細かいサービスを、そういった部分のきめの細かいサービスは公立保育園でしかできないという、何か話の中で、どちらかというときめの細かい対応は公立保育所のほうが能力的に上なんだというように話として聞こえるんですね。

そういう部分に関してもう少し表現を考えて、民間の魅力と公立のセーフティネットとか、そういう部分をもうちょっとわかりやすく説明していただければなと思います。それについてはどうですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

ちょっと表現については気をつけたいと思います。ここで記載させていただいた部分は、今、実態といたしましては、障がい児保育等につきましては、今公立保育所のほうが担っております。あと、もちろん民間保育所、基山町の保育というのは公立保育だけではなく、民間保育所も含めて基山町の子ども・子育て支援計画で基山町の保育の量と質というのは確保していくこととしておりますので、そういう意味では、公立保育所と民間保育所とあわせて基山町の保育というふうに考えておりますので、これはちょっと基山町の保育所の建てかえということでの記載ということで記載させていただいておりますので、表記については気を

つけていきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひお願いします。それと、場所については庁舎西側の建設がいいということでお答えをいただいております。

現状、今コンパクトシティというところで、教育ゾーンというところで、今の現状の公立保育所は教育ゾーンの中に入ってくると思いますが、今よく言われているのが幼児期の教育が非常に大事ということで、教育の連携という部分では、現状のところ建てかえるほうが小学校、中学校等々と連携をする部分でメリットがあるんじゃないか、距離が離れているという部分で言えば、社会福祉協議会等、福祉についても場所が離れていて、現状スムーズとか、やられている地区はあります。あえて隣じゃなくても、あの程度の距離であれば連携がとれるんじゃないかなという部分もありますけど、その点はいかがお考えですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

御指摘のとおり、候補場所は幾つかあるかと思えますけれども、答申にもございますように、私どもといたしましては、やはり今後基山町の保育所のほうは公立として残しますので、基山町内の保育所をまとめるという基幹系的な役割ということでいえば、やはり役場近くのこども課とか保健センター、こちらの保健センターのほうには子育て世代包括支援センターも設置予定でございますので、やはりそちらとより連携がとりやすい、答申にもいただきました役場庁舎西側での土地のほうがよいというふうに考えております。

現在の基山保育園の、公立の基山保育園の近くには、民間のほうの保育所の誘致を今考えております。その民間保育所との誘致、今ある基山保育園の近くのほうには民間保育所を誘致しておりますので、あわせてその場所とも連携して行っていくことを考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

であれば、最後の(5)の子育て支援センターの併設計画といいますか、この辺の計画がま

ずあってこそ、行政と連携していくからここが大事なんだと、こちらの部分が早急に検討していくというふうに考えています。これがまず明確にどういうふうにやっていくかということがあって、その後、保育所建設が同じところであるこちらのほうがいいのかという流れのほうがスムーズじゃないかなと思いますけど、簡単にどう思われますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

流れでいきますと、まずはやはり公立保育所の建てかえ等の前提というのが、基山保育園の老朽化が前提にあるということで、建てかえを早急にする必要があるということで、建てかえのほうを平成32年4月というふうに目標としております。本来であれば、子育て支援センター、包括支援センター、全て同時に検討していくのがいいかと思うんですけれども、そこは老朽化等々の問題もありますので、並行して検討せざるを得ない部分があるということでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

複数の課にまたがることなので、こども課だけでは非常に難しいかなと思ひまして、きょうの段階で、子育て支援センターなり、名前が包括があるので非常にわかりにくくなるんですけど、今の役場の西側に敷設するのか、保健センターをベースにするのかというところがまだきょうの段階では決まっていないということでございまして、これは早急にまさに決めていくということなので、実際に平成32年4月にスタートするときにはきちっとした形で、おくれてスタートするようなことはないということで進めていきたいと思ひますので、そこはしばし時間的な御猶予をいただきたいという、そういうことでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

2園分園の開催時期、開園時期等も変わりますけど、構想としては全体を一括してまとめた構想になっていると思ひますので、その辺は十分お考えいただいた上で内容を進めていっ

ていただければと思います。

時間も押していますので、最後に民間の2園ということですが、ちなみに、民間は今の段階で結構ですけれども、候補地はどのあたりを候補地としてお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川子ども課長。

○子ども課長（平川伸子君）

現時点での候補地は、基山保育園近くの旧図書館跡地を候補として考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

河川の問題があると思いますけど、これは全員協議会で今後町長が県のほうと協議していくということで話を伺っておりますので省略しますが、時期的に非常に短い期間内で進めていく計画だと思います。もう再来年には民間が開園するというような計画で非常にタイトだと思いますけれども、ぜひ今後の子育てについてのこういった方向性をしていくのかということも、もうちょっとソフト面のわかりやすいものを含めて今度の町民へのヒアリングといたしますか、あれをやりますよね。（「ワークショップ」と呼ぶ者あり）あっ、ワークショップです、済みません。ワークショップを行っていくと思いますけど、それはどうお考えですか、最後に1点だけ。

○議長（品川義則君）

平川子ども課長。

○子ども課長（平川伸子君）

答申を受けまして、基本構想案をつくりまして、パブリックコメント、町民の皆様との意見交換を行っていく予定ですので、町民の皆様の御意見、保護者の皆様の御意見も聞きながら基本構想のほうを固めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひすばらしい保育園、あるいは民間保育園をつくっていただくようよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次明議員の一般質問を行います。末次明議員。

○3番（末次 明君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番議員の末次明でございます。傍聴席の皆様、お忙しいところ傍聴いただきまことにありがとうございます。

このところ、国政から町議会レベルまで、議員、大臣、首長、その他の軽率な言動により、政治にかかわる人への信頼感が低下しております。基山町議会ではそのようなことはないと思いますが、私たちは皆様の税金を報酬としていただいている者として、しっかりと自分の役割を果たさなければならないと思っております。そのためには、町民の皆様が町政に関心を寄せてくださることだと思っております。

さて、7月初旬の九州北部豪雨では、すぐ近くの福岡県朝倉市、東峰村、大分県の日田市を中心に大きな被害が発生いたしました。私たちの想定を超える降雨量や流木が大きな被害をもたらしました。基山町でも、過去に大きな被害をもたらした災害も発生しておりますし、今後も過去に経験をしたことのないような災害がいつ発生するかもわかりません。備えあれば憂いなしとは言いますが、もうこれでよいという万全の備えは不可能ですし、莫大な費用がかかります。しかし、基山町としてふだんの備え、行動、そして国や県に働きかけてできることはあるのではないのでしょうか。

そこで、今回の私の一般質問は、基山町が目指す自然災害の少ない安心・安全拠点の中で、町内の河川の管理と環境整備は現状でよいのだろうかということで質問をさせていただきます。午前中の松石健児議員の質問と重複するところもあるとは思いますが、よろしく答弁のほどお願いいたします。

1番目として、基山町の河川は1級河川の筑後川水系に属しております。河川法では「1

級河川の管理は国土交通大臣が行う」となっております。現状はどうなっておるのでしょうか。

アとして、町内を流れる主要河川は幾つあるのか。基山町内に管理責任がある範囲はどこまでなののでしょうか。

イ、国や県の関係機関と基山町は通常どのような連携をして河川環境整備、防災予防に当たっておられるのでしょうか。

ウ、例えば、実松川の基山保育園周辺の川の堆積物（主に土砂）除去をするにはどのような手続が必要なのか。そして、負担はどうなっておりますか。

エとして、農業用水路等の法定外水路を含め、町内河川の危険箇所点検は行ってありますでしょうか。規定はあるのでしょうか。基山町に点検義務はありますか。

そして、2番目の質問ですが、基山町が目指す「住む人にも訪れる人にも満足度No.1のまち基山」の実現というのがあります。本当に基山町を訪れる人を満足させ、あわせて基山町の産業振興に貢献していただけているのだろうかということで質問をさせていただきます。

基山町は、単に定住促進、人口の増加施策だけでなく、基山町を訪れる人をふやそうというんな事業に取り組んでおります。大興善寺などの観光地だけでなく、役場周辺で行われるスポーツや文化イベント、東明館関連の行事、そして、役場を訪れる人も体育施設、町民会館をふだん利用する人もゲストと考えると、松田町長の言われる訪れる人にも満足していただき、感動していただくおもてなしをしなければならないと思っております。

今後も役場周辺では、合宿所や、あるいは保育園の建設など整備する計画等ございます。基山町の集客の1拠点として、この地域を捉えなければいけないと思っております。各地の自治体の人集めに苦心していることを考えれば、年間を通じて基山を訪れる人が多いということは歓迎すべきことでございます。基山町の中心市外地活性化で駅前周辺ににぎわいを取り戻すことも大切ですが、せっかく人が寄ってくる役場周辺を産業振興に生かさない手はないと思っております。そうしないと、基山町は近くて使い勝手がよい、いわゆるいい人、使い勝手のいい町だけに陥りかねません。基山の施設を利用した人、基山を訪れた人にも気軽に役場周辺で食事や簡単な買い物ができる環境整備が基山町主導ではできないものなのでしょうか。

そこで、(1)として、基山町役場周辺（東明館を含む）をスポーツ、文化イベントで訪れる人は多いが、基山町の産業振興の観点からは経済的恩恵に余り寄与していないのではない

か。

ア、基山町ではおおよその年間のイベント数と来客者数を把握してあるのか。

イとして、来訪者に対し「ここに満足している」「ここが不十分である」等のアンケートをとる計画はないのでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次明議員の御質問にお答えする前に、おっしゃるとおり軽率な言動も去ることながら、軽率な行為、行動がすごく今マスコミをにぎわせ過ぎていると思いますので、そういうことでマスコミをにぎわせることがないように、私はもちろんですが、行政の職員、役場全体がきちんと規律正しくやっていきたいというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

それでは、早速御質問に答弁させていただきたいと思えます。

まず、基山町内の河川の管理と環境整備についてということで、(1)基山町の河川は1級河川の筑後川水系に属している。河川法では「1級河川の管理は国道交通大臣が行う」となっている。現状はどうなっているか。

ア、町内を流れる主要河川は幾つかあるか。基山町に管理責任がある範囲はどこまでなのかという、そういう問いでございしますが、1級河川は、河川法第4条第1項により国の管理ですが、同法第9条により「都道府県知事へ一部を行わせるもの」とあり、町内を流れる関屋川、高原川、実松川、秋光川、山下川の5つの河川は、佐賀県により管理されています。

なお、町が管理する河川はございません。

イ、国や県の関係機関と基山町は通常どのような連携をして河川環境整備、災害予防に当たっているかということですが、町の要望で県は、防災や減災のために必要な河川改修事業などを検討されています。

また、異常降雨時には河川水位情報や雨量情報について、県と情報共有を行っています。これらの情報をもとに、町が行う消防団での見回りや道路、水路などの見回りを行うことにより、公共施設の異常を早期に発見し緊急対応を行うための点検を行っています。

特に、雨季前の事前点検として行う防災パトロールは、県や自衛隊、消防署などと合同点

検を行うことで情報共有を図っているところでございます。

ウ、例えば、実松川の基山保育園周辺の堆積物（主に土砂）除去をするにはどのような手続が必要なのか。そして、負担はどうなるのかということでございますが、町では地域から堆積物の土砂除去についての情報を受けて、河川管理者の佐賀県へ要望書を提出しています。

なお、費用負担は、全て河川管理者の佐賀県の負担となっているところでございます。

エ、農業用水路等の法定外水路を含め、町内河川の危険箇所点検は行っているのか。規定はあるのか。基山町に点検義務はあるのかという問いでございますが、町に危険箇所点検の規定はありませんが、水路について、豪雨時の施設巡回などにより適切に管理をしております。

また、町では佐賀県、消防署などの関係機関と雨季前に合同で行う防災パトロールにより河川、水路、砂防などの施設や危険区域を点検しています。

2として、基山町を訪れる人を町内産業振興に活かせということで、(1)基山町役場周辺（東明館を含む）をスポーツ、文化イベントで訪れる人は多いが、基山町の産業振興の観点からは経済的恩恵に余り寄与していないのではないかと。

ア、基山町ではおおむねの年間のイベント数と来訪者数（町外から）を把握しているのかということでございますが、平成28年度の本町役場周辺で行われたスポーツ・文化イベントは、年間約140回開催されており、来訪者は町内者を含み約4万7,000人となっています。

イ、来訪者に対し「ここに満足している」「ここが不十分である」等のアンケートをとる計画はないのかということでございますが、町民会館で町が主催する文化イベントの際は、毎回アンケートを実施しているところでございます。

1回目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

まず、河川について、町長のほうのお考えを伺いたと思います。

基山町に降った雨のほぼ100%は、町内の5つの河川に流れ込み、筑後川を経て有明海に注いでおります。他の市町村を経由してくる河川もございません。環境面から言うと、基山町の川をきれいにするということは、下流に住む人の環境を守ることになり、責任も大きいと思います。

私は、子どものときから高原川に親しんできましたし、基山中学校の校歌にも秋光川が歌い込まれております。松田町長の自宅近くにも山下川が流れておりますが、河川は災害を起こすというより、恵みの水をもたらす豪雨を和らげて海へ流してくれます。町内の主要5河川環境整備は、先ほども回答がありましたように、佐賀県が管理者となっているという回答でしたが、やはり基山町が主導として県を動かし、安全対策、環境整備をしなければならぬと私は思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

全くおっしゃるとおりだと思います。法的な管理義務的なものは、国、県とかで行われたとしても、実際町の中を流れる川でございますので、そこは当然町としての包括的な責任みたいなものは当然あるでしょうし、そこから起こるいろいろな被害等を最小限にとどめなきゃいけないという、そういうことは常日ごろ思っているところでございます。

ちなみに、子どものころの山下川、家の前はもう雨が降ったらほとんど水が溢れ出るという状態でしたが、その後の整備により、そういうことも今はもうここ二、三十年記憶にないような、そういう状態になっているということで、そういう護岸の整備がいかに大事かというのは痛感しているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、河川の周りの環境等についてお伺いしたいと思います。

まず、河川には側道というのがついている場所、車道がある場所、全くあぜ道だけで田んぼが横にある箇所等、いろんな部分がありますが、側道がある場所で、歩道や農道部分の管理は誰が行うのでしょうか。

そして、今現在、基山町内では河川清掃という形で年間数回の河川清掃を行っております。河川清掃は、委託を受けた地区が清掃している場所と、全く手がつかずに、きのうもちよつと見て回りましたが、草がぼうぼうのところはまだ見受けられます。河川愛護協会というのが請け負っているというふうに私は聞いておりますが、愛護協会と河川清掃の関係というのはどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、私のほうから1点、河川の横についている管理道路の部分についてお答えをさせていただきます。

河川の管理道路につきましては、基本は河川管理者となっております。古い河川改修、あるいは災害に関連して整備されたものには、必ずしも道路がついていない部分もございます。

ただ、現在整備されるものには必ずおおよそ3メートルの管理道路として必ず確保をされております。

管理といたしましては、町道を認定している部分もございます。例としては高島団地など、そういった町道として認定を重複してしている分については、舗装の表面部分は町道認定者側でやっております。ただ、構造的な分、河川の構造的な分は河川管理者の佐賀県が行われております。あと、何も無い河川の管理道路だけの部分、農道として使われておりますが、管理道路だけの部分については、河川管理者である佐賀県が管理を一切行っております。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

河川の草刈り等につきましては、河川愛護協会という形で、各区の関係する区の方々にお願ひして、各区で年2回草刈り等の作業をしていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私の住む6区でも比較的農業従事者が多いわけで、草刈り機を保有しておりますので、河川清掃は毎年の年間行事としてしっかりと組み込まれておりました。しかし、やはり6区でも、基山町内全体だと思いますが、高齢化が進み、草刈り機を持っていない方もふえてきておまして、本年度から第6区は、関屋川の丸幸ラーメンセンターから下の河川をもう請け負えないということで返事をしております。

河川横で稲作や農業をしている方というのは、持ち主の方がする責任もあるかと思いますが、単に農業をやっている方が河川清掃をやっているだけじゃなくて、やはり危険箇所を早

期に発見できるというメリットもあると思っております。

私としては、我が家の前は私たちがきれいにしようという地域住民の自主性をつなげていくことが町の役目ではないかと思っておりますが、実際のところ、なかなかそういうふううまくいっておりません。仮に各区の運営委員会等がもうできないというふうになった場合は、河川清掃はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今、県のほうからの受託で各区で清掃作業をしていただいておりますので、そういうふうに地元のほうでできないという形になれば、県が直営で業者さんに委託して除草作業をしていただくという形になるものと思っています。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私としては、やはりあくまでも地域の住民の方がやっていくような方向を町が指導できればというふうに思っております。

高齢化、あるいは農業離れはしておりますけれども、その辺については、例えば、農業委員会とかでもそういうふうな河川清掃とか、あるいは畑周辺とか田んぼ周辺の草刈りとかについては何か話とかはあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

農業委員会で河川清掃という話は特に出ないんですけれども、ただ、田んぼ周りの水路とかあぜとかの草刈りという話はよく農業委員会で出てきます。

以上です。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひ町一丸となって、基山町全体の河川、これは別に河川の周りだけに限りませんが、県

道、町道、国道等の道路もありますので、その辺も含めてきれいなまちづくりができればいいのかなと思っております。

続いて、2番目に県や国の関係機関と基山町は通常どのような連携をして、河川の環境整備、防災予防に当たっているかということなんですが、先ほど回答がありましたように、異常降雨時には、県や関係機関と情報共有をしているということでございました。7月5日の午前3時過ぎにも土砂災害の警戒警報が発令され、避難所も開設されておりますが、当日は水曜日の昼間だったと思いますが、仮にこれが休日や夜間の場合の発令等に対する体制というのはどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、気象情報の中で、警報が出ましたら防災担当、総務企画課に防災係ございますけれども、防災係係長、それから担当、私の3名でまず連絡室を立ち上げることとなっております。その後、警報等がいろいろと悪化していった場合については、町長、副町長とも連絡をとりながら、被害などが想定されるような状況があれば災害対策室を立ち上げていろいろな情報収集に当たって対応していくこととなります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、最終的にゴーサインを出すというのは誰が決断されるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

例えば、避難準備情報でありましたり、そういった勧告等になってまいりますと、対策本部の本部長が町長でございますので、町長の決定に基づいていろいろな周知を行っていくということになります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私もある程度きちっとしたガイドラインがあって、正しい手順で町民の皆さんに避難を呼びかけ、仮に早過ぎたとか、あるいは空振りに終わったというふうな批判があったとしても、私は決してそれは気にすることはないんじゃないかなというふうに思っております。

今現在の災害のいろんな情報といいますか、警報とか洪水に対するのは、あくまでも過去の最も大きな事例等をもとにしたような形が多いんじゃないかなというふうに思っているんですが、町長なんかよく首振ってあるんですけど、そうじゃないんですかね。今の現状の最新の対応策を教えてください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

気象台の情報が、今は本当に細かく来ますし、それからやはり先ほどおくれたらとか出しそびれたらみたいなことで、全てのそういう情報が昔に比べたら多分一歩早まっているというか、進んだ形での警報が発令されていますので、大体それに応じて対応しておりますので、おくれるということは余り考えられない。

ただ、一番ポイントになるのは、深夜一番ひどくなるときにどのタイミングで、深夜にそういう避難情報をしたら余計逆に混乱しますので、そこの時間的タイムラグだけが今一番気を使うところであるかなというふうに思っているところでございます。

そういう意味では、過去の例じゃなくて、まさに今動いている、もしくは今後の予想に応じていろいろなことを今対応させていただいているということで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

このところの北部九州豪雨とか災害を見ますと、現実の悲惨な状況を見てみると、どちらかというところ、国や県よりも末端の市町村の対応のよしあしが、ふだんの備えがクローズアップされているように思います。

関係職員の皆さんは大変御苦労だとは思いますが、やはり最前線に立つのは役場の職員の皆さんであり、場合によっては町長が矢面に立たされるということにもなりかねません。そういうところでしっかりと、私たちもそうですけれども、心構えをしっかりとって災

害に対応していただきたいと思います。

続いて、ハザードマップの件でございますけれども、午前中の中で、松石健児議員のほうの質問にもございました。ハザードマップを各家庭に配布しているということなんですが、非常に見ますと、よくはできております。各家庭に配布されていると言うけれども、私は配布することよりも、やはり中身の徹底周知、いざとなったらどうするかということを町民の皆様にお知らせすることが第一だと思っております。基山広報等や各委員会で、もう一度このハザードマップの見方等を広報する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、ハザードマップそのものの見方であったり、その存在そのものを周知かけるということも大変必要なことだと思っております。

町では、特に雨季前については広報等でこういった形で避難所が構成されているとか、そういった周知はもう毎年行わせていただいておりますので、特に、午前中の松石議員での回答ではございませんけれども、平成30年度に更新を行っていく予定にしておりますので、その折にでもそういった部分を含めて周知はさせていただければと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

このハザードマップを見ますと、最初に配られた、全町に配られている分ですけれども、秋光川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、この区域が浸水した場合に想定される水深、水の深さを示したものになっております。これを見ますと、本当に秋光川の北側を中心に黄色い色に塗られておりますが、これというのは秋光川だけなんですけれども、ほかの高原川、あるいは実松川、山下川、関屋川等でも同じような洪水になる可能性はあると思いますが、その辺は基山町独自として情報等を書き込んで、このハザードマップ等に反映することはできないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

午前中に松石議員のほうにもお答えをさせていただいたことと重複するようになるのかもしれないけれども、ここで想定されております浸水区域につきましては、現在県のほうで見直しをかけておられます。そういったものも含めて来年度更新をかけさせていただく予定でございますけれども、そういった想定雨量の中で浸水する可能性のあるところを抜き出しておりますので、現在、その山下川の一部分にはかかってきておると思いますけれども、ほかの高原川であったり、そういったところが例えば、浸水をしたという実績等があれば、そういった部分も調査をさせていただきながら、その記載に当たっては、浸水区域として想定するのかどうかは別にして、そういった検討は十分させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次に、例えばということで、実松川の保育園周辺の堆積物（主に土砂）除去をするにはどのような手続が必要なのか。そして負担はということですが、まず私も実際に川の中に入ってみました。中学校の裏のところなんです、あのあたりの実松川については、1メートル以上の土砂がたまっておりますし、ヨシ、アシが生い茂っております。

この中で、回答では地域からの堆積物の土砂除去についての情報を受け、県へ要望書を提出するというふうに回答していただきましたが、要望を受けて、じゃ、県に提出しようという判断基準は何なのでしょう。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この土砂の堆積ですが、一番多いのが井堰で、農業用のとめる部分で堆積が多いので、そういったところとの情報を密にやっております。

ただ、通常、この堆積土というのは3年から5年の中で行うのが多いので、そういった事例から、大体3年前後では要望が出ているような状況でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、優先順位とかがあって順番待ちというふうな箇所もあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

私ども土砂除去の要望により、県のほうも予算の措置等をやられるわけですが、距離が長いとそのような状況もあるかと思いますが、何せ防災にかかわることですので、通常は防災の面から必要な分を、土砂の除去をしていただいているような状況でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

役場が単なる取り次ぎ機関になってはいけないと思うんですけれども、その役場の役目として、情報をより織りませ、その地域の方の要望をより受けていただけるような内容にして要望書を提出しなければならないと思いますが、その辺というのは、しっかり要望者、地域の区長なり、その地域の住民の方とお話をされて、最終的に提出されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

はい、要望を出す場合は情報を得まして、区長さんなり農業の関係者の皆さんなり、現地の方で立ち会いをさせていただいて、土砂の堆積の高さとか、そういった物理的なものも確認しまして、要望の際、そういった写真等をつけて県のほうに除去をしていただくような要望書を提出しております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ところで、実松川も含めまして、現行で、もうここの土砂は堆積物を取り除かなくちゃいけないというふうな予定の区間、申請中の区間というのはあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

護岸が低いところで、実松川の今準備をしているところは、塚原線から東のほう、ちょうど京町のほうにカーブをしたところが、現在もう準備をされております。通告制等の申請の手続中でございますので、そういったところは現在進行をしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

これからも地元の人の情報待ちということだけでなく、役場の方も現地を時々見回っていただくというふうなことで、事前に災害予防に努めていただきたいと思います。

次に、秋光川でもちょっと私が危険だなというふうに思うところがあるんですけども、秋光川がなぜ危険かという、川幅が広く、側道は車道や歩道が多くて、子どもたちも逆に川に近寄りやすいんですね。実松川とか山下川は結構護岸工事、河川整備がされていて川が深いので、増水時は危ないんですけども、ふだんは洪水になるような箇所は少ないのかなと思います。逆に秋光川は、そんなに川の水深が深くないので、県道の久留米基山筑紫野線のボックス、ちょっと黒谷のところの古賀電業さんの手前ぐらいですかね、あのあたりの地下通路、あのあたりを見てみましたら、水の流れる川の高さと横にあります町道の舗装の高さがほぼ同じぐらいなんです。たまたま横に壁があるために水は流れ込まないというふうになっておりますが、こういうふうな箇所の点検というのは何カ所かチェックされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

先ほど言われました部分については、河川の増水によりまして排水がとまってそういった状況になるというのがはっきりしておりますので、ここにつきましては、豪雨時には点検なり巡回をする場所としております。また、そのほかにつきましても、河川から増水によって水路の流れが悪くなるといったところが市街地の中でもございますので、そういったところについても、豪雨時は通常の見回りの巡回の点検を行うようにしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次に、その1級河川に限らず水路という形で質問させていただきますけれども、農業用水路とか法定用水路、家の前の水路等も含めますが、雨季前に県や消防署と危険区域の点検をし、豪雨時には施設巡回をしているとのことですが、具体的にどの施設、どの場所を巡回されておるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

防災パトロールについてということでお答えを申し上げますれば、土とりをしている箇所が1カ所、それから土とりが完了したところが1カ所、それから、ため池で申し上げますと亀の甲が1カ所、それから水門付近、それから実松川と秋光川が合流する地点、そういったところを佐賀県、警察、消防署、それから町内の関係部署と連携してパトロールを行っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、私が一番やっぱり心配するのは、通学路等にそういうふうな水路があった場合、きちんとした危険防止策がなされているかということでございます。町内の河川、これは別に農業用水路等もありますけれども、通学路にガードレールとかガードパイプがついておらない箇所が何カ所かございます。

増水時には非常に危険なんですけれども、学校、小学校、中学校を通して教育長にお聞きしたいんですけれども、台風とかにつきましては事前に予測、豪雨よりも余計に予測できますので、休校とかの対策をとられておりますが、仮に、朝学校に行って午後から大雨が降って、洪水の心配もあるし大雨警報が出ているという場合等に児童・生徒に対してどのような指導をし、学校の先生たちはどういうふうな安全策をとってあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、子どもたちを安全に下校させるために待機をさせるということがまず前提条件です。子どもたちをまず安全確認できるまで帰さないということを最初にやっております。その後、

「まちcomi」メールで、緊急メールで、保護者にメールで状況をお知らせして、子どもたちの対応についてお知らせをするんですが、その後、職員で通学路については、帰して安全かどうかというのは必ず現地に出向いて確認をいたします。そして、その状況判断をもとに、特に小学生には保護者に迎えに来てもらうのか、それともそのまま待機を続けるのかということをお判断いたします。

その後、保護者に迎えに来てもらう場合と、それから集団下校、職員が付き添って集団下校ができる場合は集団下校をさせます。中学生の場合については、安全が確認できたところで自主的に下校させるという手段も使っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ただ、余り先生とか親たちが子どもにかかり心配をして過保護になり過ぎると、自分で家まで帰る通学路の中で判断を迷うようなこともあるかと思いますが、そのあたり、子どもたちに川の危なさ、逆に楽しさというのは教えるようにされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

川については環境教育の中で、小学生は特に河川を汚さない、それから水辺の生物とか、そういうので勉強しますので、川についての愛着は持っておりますが、ただし、子どもたちはやはり川の水というのは大好きでございます。特に増水しているような川になると、何かその辺をさわってみたいとか近づきたいとか、そのあたりは私たちも重々心得ておりますので、子どもたちに指導しているんですが、以前中学生だったんですが、基山町ではなかったんですが、農業用水だったんですが、増水して、そこの横の道と境目がわからなくなった道を自転車通学の子どもが迂回して行けば行けるのを、わざわざ入って行って自転車もろとも体も流されて、かばん、その他全部流されてしまったと。体は無事だったんですが、そういう状況もありましたので、十分に川の水の怖さということは指導をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あとやっぱり町内を見て回ると、中学校裏の実松川とか、明光寺前の農水路とかありますね。あの辺はガードパイプ、ガードレールがついていないんですけれども、今現在でもガードレール、ガードパイプ等は、場所によっては設置するような予定もあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、水路の部分につきましては、水利関係の方で通常土砂の除去として管理されている部分がありますので、そのような地域等の必要性があった場合は、水利の関係者とまず協議をして防護柵を設置するのかどうかというのを検討しております。

特に、危険な部分で必要な場合は設置をいたしますが、迂回路があったり、あるいは私もそういったところについては、豪雨時は必ず巡回をいたしますので、事前に安全コーンで逆に迂回路のほうに誘導する。あるいは水路と道路の判別がつくような対策をするというのも豪雨時には行ったこともございますので、当然、そういった施設については地域とそういった管理者と協議しながら、必要な分はつけていっているというのがございます。そして、安全対策についても設置がされていない部分については、そういった巡回による対応で行っている部分がございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

河川について、最後になりますけれども、河川の側道、農道とか車道じゃないところにアスファルトのくずとかクラッシャーですか、ああいうふうな細かい安価な廃材みたいなのを、例えば、高原川とかは敷いてある場所と敷いていない場所があります。これってどういうふうな形で要望すれば、そういうふうな河川敷の横に設置していただけるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、先ほど言われたコーティング的に舗装ではないんですが、若干表面を固めるという

のが今言われた河川が管理者として行われている管理道路の対応じゃないかと思います。それにつきましては、河川事業者のある県が独自にやったものと、地域の要望と地域の情報から要望を上げるというのもできますので、そういった形で必要な部分については要望として上げていくことができると思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひそのあたり、地域の要望を聞いていただいて、別に農業関係者の方も問題ないというふうな場所があれば対応していただきたいと思います。

あと河川なんですけれども、私が見ます限り、やっぱりそういうふうな車が通らない、農業用の車は通りますけど、場所というのは基山の町民の方、特に犬の散歩が物すごく多いんですね。だから、そういう方の絶好の散歩コースになっておるみたいです。通常の公園とか多目的とかは犬の散歩はできませんけれども、唯一車の余り心配もしなくてできる場所が川の側道ではないかなというふうに思っております。特にこのごろそういう方の散歩が目につきますので、この辺も基山に来てもらう方にお勧めできる犬の散歩コースじゃないかと思います。農業関係者の方も、そのふんの始末をきちっとしていただければ、たまに農繁期には農業用の車両が通りますけれども、そんなに問題なく受け入れてくれると思っております。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

まず、基山町を訪れる方がどれぐらいの年間イベント数があつて、来訪者数はどれぐらいかというふうにお聞きいたしました。スポーツ、文化イベントで約140回、4万7,000人という数字をここで言うていただきましたけれども、これはこの数として、役場周辺を訪れる方というふうに考えると、昨日ですか、町長のほうからも発表していただきました平成28年度の主要な施策の成果説明書の中でも、体育館など体育施設は延べ28万人とありました。町営球場とかテニスのコートも入っているんでしょうけど、それでもやっぱり二十数万人はこの町民会館周辺に来ているのではないのでしょうか。

それから、続いて町民会館ということで、14万人という数字も昨日の報告でございました。そのほかに、私が見る限り非常に多いのが、やっぱり子ども連れで多目的の遊具のあたりに来てある方、それから多目的グラウンドの周辺をジョギング、あるいは散歩される方が非常に多いということです。

それと、もっと広く見ますと、特別職の公務員も含めて皆さん方、役場の職員の方々も毎日ここに仕事に来てあるわけですから、そういう方も役場周辺を訪れる人と考えると、もう相当の数に、ちょっと正確な数は数えられませんけれども、それなりの人数になるのではないだろうかと思えます。

そこで町長にお伺いいたしますけれども、おもてなしということで考えれば、基山町の役場に、例えば、住民票をとりに来られる方、相談に来られる方もゲストとして考えるとおもてなしをしなくちゃいけないと思いますが、ほっとステーションもなくなりましたし、その角のところのコンビニもございません。目で見渡して買い物できる場所がないんですが、何とかならないものなんでしょうか。法的にもいろいろ問題が、壁があるかと思えますけれども、この辺を私は何とかしなくちゃいけないなというふうに考えております。

なぜそのコンビニがはやるかと言うと、すぐ買いたい、そこで買いたいというので、大手のコンビニは同じコンビニがすぐ近くにあるわけですね。それでも成り立っていくというのは、やっぱりすぐ買いたい、早く買いたいというので、例えば、親御さんが子どものスポーツの応援に来てある方が、果たして街中まで行って買い物をしてこられるだろうかというふうに考えるわけです。

そう考えると、やはり役場周辺にそれなりの施設があったほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。

基山町の主導で民間業者を誘致できないものでしょうか。周りに商業施設がないことの理由に法的な問題をクリアできないんでしょうか、町長、その辺のお考えをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、役場周辺を基山の1つの拠点にしたいという気持ちは私も同じでございます。今つくっています中心市街地活性化法に基づく申請の中でも、駅前に1つの拠点、そして、この役所の周辺を1つ、それから、あそこの福祉交流館と憩の家あたりを1つの拠点という、3つの拠点で今提案書をつくっているところでございますので、そこは一緒でございます。

ただ、民間企業というのは、あくまでもやっぱり経営収支がとれなければ民間企業ではないので、もし役場が公営でやるということであれば、赤字が出てそれが逆に皆さん税金によって賄われるという考え方もありますけど、民間企業はそれはもうありませんので、もとも

とあったコンビニが今閉じているのも、多分その採算性の問題だと思いますので、まずは今度合宿所のところに民間企業を誘致したいと思っていますので、それを成功させていって、また次のステップということで、一個一個にぎわいがあるところに変えていく努力をしてくるかなきゃいけないかなというふうに思いますので、ぜひまた合宿所のところに民間企業が誘致できた暁には、役場の職員もそうですけど、みんなでそこを利用するように、ぜひみんなで盛り上げていくようにできたらいいなというふうに思っているところでございます。ぜひ御協力よろしくお願ひいたします。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

例えば、民間単体でここに入っていただくというのも難しいのかもわかりませんが、町が主導として、例えば、場所の選定等をしてあげて来ていただくという形とか、まだまだ研究する余地があると思うんですが、そのあたり例えば、キヨスククラスの売店というのが、キヨスクもそうですし、大きな病院内にも売店はあります。病院内の人間というのは、この基山町の役場周辺に比べればもっと少ないと思いますけれども、それは病院が赤字が出ればかぶっているんでしょうけれども、成り立ってはいるわけですね。そういうことを考えると、今現在、基山町には指定管理者が町民会館と体育館に2つありますけれども、そういう場所に併設をして指定管理者にやっていただくということはできないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

ちょっとこれまでそういった協議をさせていただいていませんので、何とも言えませんが、先ほど町長の答弁にもありましたように、企業さんではやはり採算というのを重視したところでの進出の話だと思いますので。それと、基山町のにぎわいというところ、あるいはおもてなしというところを含めて検討をすべきところではあると思いますけれども、まずは合宿所に今度民間の食堂が入っていただきますので、そこでの方策という形も当然考えられると思いますので、そこも含めたところで考えていながら、それは今の指定管理者と話すことはできると思いますけれども、現時点ではまだそういった協議もしてありませんので、何とも申し上げられないというのが現状でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

まだそういうふうな具体的な話もされていないということでもありますけれども、ある程度の資料を出して、例えば、流動人口がこれぐらいいると。町民会館にこれだけ全体的に役場周辺の通る車が何台ぐらいあるとかいうリサーチ、現地の調査等もしても無駄ではないのかなと思います。そうすると、場合によってはそれなりの大きいコンビニチェーンでも出てくる可能性はあるのではないかと思います。仮に、宮浦のほうに通っております役場前の県道につきましては、瀧光徳寺からずっと基山（きざん）の頂上から下まで売店は1件もないわけですね。そうすると、やっぱり宮浦の方も助かるし、東明館の方も助かる。それから役場の方は当然助かるということにもなりますので、その辺というのは、商工会や農業関係者だけでなく、もう少しいろんな方に寄っていただいて話す余地というのがあるのではないのでしょうか。

内山課長、どういうふうにお考えですか、まちづくりと考えたら。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そうですね。地域の活性化ということを考えれば、やはりそういった必要性があれば、当然そういった協議も必要になると思います。

ただ、何度も申し上げるようではございますけれども、やはり企業さんがそこにお店というか、そういったものをつくれるということは、やはり収支の部分も当然重要なポイントになると思いますので、そういった部分は、内訳ではなく産業振興であったりとか、そういった部分とあわせて今後検討していく課題ではないかというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

大手のコンビニチェーンについては、3年前、基山町の全てのいろんなところを、けやき台から始まって、今ローソンが建っているところも含めて全部見ていただいて、基本基山町で、その3年前の現段階でつくれるところはないという結論に、その3年前はですよ。

ただ、この3年間でまた基山町は盛り上がってきていると思うし、これからまた盛り上げていけば、またそういうこともある。じゃ、何でローソンが来たかって。ローソンはただ3号線のやつを閉めてこっちに移転したという、そういうことなので。それ以外も含めて、いろんなほかの理由もあってこちらに来ていただいているという、そういうことなんです。

ということなので、ぜひ盛り上げて、基山町がもっともっと盛り上がっていけば、よく言われるホテルなんかもそうなんですけれども、黙っていても業者の方が来るように基山町を盛り上げていかないと、結局うちでお金をつぎ込んで役場でやったとしても、今PAの店でさえやっぱり税金をつぎ込んでやっと維持しているような、そういう形なので、そういうところを何か所もつくるというのは、今の段階ではあり得ないというふうに思っていますので、そこは順番がどっちかということですが、まずは盛り上げて、逆にその盛り上がりの中から自然に生まれるようになるように頑張るといのが今の本筋ではないかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひ町長も役場の執行部の皆さんも常に頭の中にそのことを置いていただいて、いかにしたらそういうふうな業者が来てくれるようなまちづくりができるだろうかということを考えながら任務に当たっていただきたいと思います。

それとあと、ちょっとこれは私の質問の仕方がまずかったんですけども、来訪者に対し「ここに満足している」「ここに不十分である」というアンケートをとる計画はないかということで、当然町民会館等でイベントがあったときにはとられております。

私がお聞きしたかったのは、どちらかという町主催のイベントではなくて、個々の団体等が自分たちで自主的に町の施設を借りて開催しているイベントに対する参加者にアンケートをとったらどうでしょうかというふうに聞きたかったんですね。仮に何か基山町のこの周辺で不足するものはないですかというふうなことでアンケートをとることはできるのでしょうか。その団体等に事前に御相談をして了解を得て。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まずはこういった趣旨でアンケートをとるのかということがまず1点で、あと、アンケートをとること自体は当然事前に申し込みがありますので、あと年間を通じて各例えば、少年スポーツ、少年野球であったりサッカーであったりバレーボールであったり、そういった部分、団体の方は年間のスケジュールを立ててありますし、その中にいろんな大会等もあります。その大会も、基山町の体協関係の主催ではなく、よその関係もありますので、そういったところにアンケート自体をお願いすることは不可能ではないとは思っておりますけれども、こういった趣旨でこういったアンケートをとって、それをどう反映させていくのかというところをきちっと整理した上であれば、可能ではあるというふうに思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

特に町内の皆さんというよりも、どちらかというと、町外から来ていただいている皆様方、そういう方々に基山町で何か買っていつてもらいたい。お土産でも1つ、やぶれまんじゅうでも買っていつてもらいたい。きやまんのグッズでも買っていつていただきたいというふうな思いがありまして、今回こういう質問をしております。

最後になりますけれども、基山町を訪れる人が本当に満足して帰っていただくというのが一番だと思います。車で15分も行けば、どこでも何でも買えるような場所に立地していますけれども、やはり基山のここに来て、ここで買って帰る。そこですぐ食べるというふうな場所が必要じゃないかなというふうに思っております。そうすると、仮にコンビニ、大手のコンビニなんかも聞きますと、全国ブランドの商品だけじゃなく、地場のブランドの商品も置いておられるというふうに聞いております。基山の酒、基山の米、そして基山のお菓子、いろんなものは別に福岡になくても基山に行けば買えるというふうなことで対応してくれるんじゃないかなと思いますので、ぜひそのあたりは検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、基山町に仮に利益が出てこなくても、基山町で飲み食いをして満足していただければ私はいんじゃないかなと思っておりますので、先ほど言われましたように、ほっとステーションの中に売店を置くとか、町民会館の横でコーヒーが飲めるようなスペースですね、仮に自販機だけじゃなくて。その辺はぜひ協議をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で末次明議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時7分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番議員の鳥飼勝美でございます。本日は、傍聴たくさんの方に来ていただきましてありがとうございます。

それでは、私の一般質問に移ります。

今回の私の一般質問は、基山町の上水道事業と園部団地の建てかえ事業についての2項目について質問させていただきます。

まず1項目めの基山町における上水道事業について、質問いたします。

基山町の水道事業は、昭和52年11月1日から基山町営の水道事業として給水を開始して以来、ことしでちょうど40周年を迎えます。この間、昭和60年4月から佐賀東部水道企業団が用水供給事業を開始し、昭和61年12月から当時の水資源開発公団、現在の独立行政法人水資源機構の福岡導水路からの取水を開始し、また、平成6年4月からは、基山町水道事業を佐賀東部水道企業団に全面的に経営統合され、現在に至っているところでございます。

このことから、現在の基山町の水道事業は、佐賀東部水道企業団が全面的に管理運営を行っていることを私十分理解した上で、現在の基山町の水道に関する課題、未給水区域の解消に向けての取り組み、佐賀東部水道企業団とのかかわり等について質問いたします。

基山町の水道事業、40年前、昭和52年、当時の基山町人口は8,000人から9,000人に満たない人口でございました。そのときの当時の大石亮哲町長が基山町の今後の施策としては、住宅施策、工業団地施策、そういうところを考えた上で、この上水道事業なくてはできないということで、40年前に事業を開始して、現在の1万7,500人ですか、現在の基山町にした重要なインフラ整備の一つということを前提にお尋ねいたします。

(1) 基山町の上水道事業の現状について。

ア、水道事業の経営主体はどこか。

イ、給水区域内人口、給水人口、給水戸数、給水普及率は。

ウ、基山町における水道事業の課題は何か。

(2)未給水地域の解消対策について。

ア、未給水区域の現状把握はなされているのか。アンケート調査等の実施をすべきではないのか。

イ、今後、未給水地区解消のための配水管布設計画はあるのか。

次に、基山町と鳥栖市を結ぶ水道の緊急連絡管事業について質問します。

この連絡管は、直径250ミリ、延長2.3キロで、鳥栖市弥生が丘のアマゾンの事業所の前から第1区の金丸地区、長谷川地区、町営球場西側を経て、園部インターまでの町道に布設された連絡管です。平成21年2月に佐賀東部水道企業団が実施した事業ですが、この連絡管の有効利用等について質問します。

(3)基山町と鳥栖市を結ぶ水道の緊急連絡管事業について。

ア、この事業の目的と現在の運用状況は。

イ、この緊急連絡管を基山町内の配水管と接続して、周辺の未給水区域の一般家庭に給水すべきではないのか。

次に、2項目めの町営住宅園部団地の建てかえ事業について質問します。

この園部団地の建物は、耐用年数が30年であり、現在建築後50年以上を経過して耐用年数を20年も超過しております。非常に老朽化が著しい状態です。

この園部団地の建てかえについては、私が今から10年前の平成19年9月の定例議会の一般質問において、建てかえの必要性、建てかえの計画はあるのか質問いたしましたが、当時の小森町長は、耐用年数を経過して老朽化は否めないが、建てかえの計画はないと答弁されております。しかしながら、その後、10年を経過した現在の園部団地の建てかえ事業の現状について質問します。

(1)町営住宅園部団地の現状について。

ア、築50年を経過し老朽化が著しい園部団地の管理戸数、入居戸数、入居率と入居募集の状況は。

イ、町長の園部団地の現状に対する認識は。

(2)園部団地の建替え事業について。

ア、建替えのスケジュールはあるのか。

イ、建替えは民間資本によるPFI事業で実施する考えはないのか。

ウ、建替え場所の予定はどこか。

エ、建替え後の家賃の基本的な考え方は。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

鳥飼勝美議員の御質問に答弁させていただきたいと思えます。

最初の質問が上水道、今から40年前に大石亮哲町長のときにされた。多分そのときの担当をされたのが鳥飼議員ではないかとか勝手に思ったりもしておりますが、先ほどの河川と上水道というのはちょっと似たところがあって、河川も法律的な義務みたいなものは県にあるわけですね。こちら後で出てきますけど、東部水道企業団が主体でやっているところの似ている部分はあるんですけど、圧倒的違いは、私がこの水道団のほうは議会の議員として発言ができるというのが大きな違いでございますので、そういう意味では、先ほど河川については包括的な責任があると申しましたけど、水道については、さらにそれ以上の責任を感じておりますので、そういう意味では主体的にお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますし、これからもそういう感じで接していきたいというふうに思っているところでございます。

まず1、上水道事業についてということで、(1)基山町の上水道事業の現状について、ア、水道事業の経営主体はどこかということで、これは水道事業の経営主体につきましては、平成6年に町から水道事業を移管した佐賀東部水道企業団でございます。

それから、イで給水区域内人口、給水人口、給水戸数、給水普及率という御質問でございますが、平成28年度末現在では、給水区域内人口は1万6,207人、給水人口は1万5,107人、そして給水戸数は5,792戸、給水普及率は93.2%でございます。

ウ、基山町における水道事業の課題は何かという、そういうことでございますが、給水区域内の水道復旧率の向上と、給水区域外の解消及び、鉛給水管の更新が課題であるというふうに認識しているところでございます。

(2)未給水地区の解消対策についてということで、ア、未給水地区の現状把握はなされて

いるのか。アンケート調査等の実施をすべきでないのかという、そういうことでございますが、給水区域内の給水施設未整備地区が園部地区に4組合209人と把握しております。

給水区域内でまだ給水ができていない方々への解消対策として、企業団では戸別訪問による加入促進が行われましたが、給水の希望がなかったことから配水管布設には至っておりません。本町といたしましては、区長会で給水申し込みの要望等についての案内をしておりますが、企業団へも戸別訪問での加入促進等を再度申し入れたいというふうに思っているところでございます。

それから、イ、今後、未給水地区解消のための配水管布設計画はあるのかということでございますが、前問でお答えしたように、これから戸別訪問で加入促進やって、給水申し込みが出た場合には企業団が配水管布設の検討を行うようになるというふうに考えているところでございます。

(3)基山町と鳥栖市を結ぶ水道の緊急連絡管事業についてということで、ア、この事業の目的と現在の運用状況はということでございますが、緊急連絡管事業は、企業団が緊急時に近隣の水道事業者等の中で水道水を相互融通できる施設の整備する緊急時用連絡管の整備事業で、国庫補助事業にて施工しております。

また、運用については、企業団と鳥栖市との間に協定を結び取り扱っております。過去には、平成22年度に鳥栖市より一部応援配水を受けておるところでございます。

なお、企業団では本年度に当該連絡管を使用した危機管理訓練が予定されているところでございます。

イ、この緊急連絡管を基山町内の配水管と接続して、周辺の未給水地区の一般家庭に給水すべきではないのかということでございますが、現時点では、災害等の発生による緊急時に給水ができるようにするための施設でありますので、通常時の給水をしておりませんが、本町といたしましても、この管を利用しての給水ができるように企業団に申し入れを行いたいというふうに思っているところでございます。

2、園部団地の建替え事業についてということでございます。

(1)町営住宅園部団地の現状について。ア、築50年を経過し老朽化が著しい園部団地の管理戸数、入居戸数、入居率と入居募集の状況はということでございますが、園部団地の管理戸数は67戸、入居戸数は61戸、入居率は91.0%で、平成27年10月から入居募集を停止しているところでございます。

イ、町長の園部団地の現状に対する認識はということでございますが、園部団地は耐用年数を経過しており、修繕維持管理面では限界がありますので建てかえが必要であると考えています。

(2)園部団地の建替え事業について。

ア、建替えスケジュールはあるのかということですが、建替え時期のスケジュールは検討中ですが、まずは入居者の方々との意見交換会を考えているところでございます。

イ、建替えは民間資本によるPFI事業で実施する考えはないのかということですが、PFIによる整備ももちろん検討していきたいというふうに思っております。

ウ、建替え場所の予定はどこかということですが、園部団地の建替え場所は、未利用の町有地から複数の候補地を選定して今検討しているところでございます。

エ、建替え後の家賃の基本的考え方はということでございますが、家賃は、立地係数や築年数の経過年数係数など家賃算定の基礎数値が変わるため現園部団地より上昇すると考えております。

家賃上昇による負担の激変緩和については、今後検討していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はい、ありがとうございました。町長の非常に積極的な水道事業のかかわりについて今拝聴いたしまして、本当に心強く思っております。といいますのも、この水道事業というのはちょうど23年前に企業団に移管されてから、市町村事務では形式的にはなくなっているんですよね。それで、町長を初め執行部の皆さん方も、私の担当は水道事業と言ってもぴんと来なかったと思います。私も当時、水道課に籍を置いておった関係で、水道事業については非常に思い入れというのがあります関係で、ちょっと皆さんの気に食わない質問をするかと思いますが、私としては、執行部の皆さん方も、この水道事業については水道法第1条にどうということが書いてあるかということ、水道法の第1条に、「水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」ということで、市町村なり都

道府県が事業主体というのが多いんですけど、今広域連合とかなっております。

この中でももう一つ、同じく第15条に、水道法第15条に、水道事業者の給水義務というのがあるんですよね。「事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」という水道法第15条の根拠があるということを前提におきまして質問するとともに、私は言いましたように、これは管理運営は企業団がやっているということで、非常に責任の、権限の明確化等も含めまして、町長も今言われていますように、町長は企業団の、基山町から選出された企業団の議員は、基山町長松田一也議員だけ。

ということで、ひとつ執行部の皆さん方も町民の安全・安心、生活向上のために上水道の役割というのを認識していただきたいと思うし、水道の所管があちこち今まで行政改革で変わってきています。今まちづくり課のほうでございますけど。そういうことで質問をさせていただきます。

私の質問の趣旨は大体おわかりになっておると思いますけど、未給水区域の問題なんですよ。あそこ標高100メートルぐらいあるのかな、あの浄水場から上の、柿ノ原とか上には当然ポンプアップしないとだめなんですよ。しかし、それから下のはっきり言って、今、議員席におられます木村議員あたりは上水道の下なんですよ。あの辺から私の前は通っています。私は水道をとっていますけど、ずっと下から園部、宮浦は専用水道があります。それに城戸、あの辺は水道は給水区域で入って水道はとれますけど、全くそういう配水管事業というか、企業団が住民の生活に必要な給水の申し込みを、アンケートはとったと先ほど答弁あったんですけど、そういう働きかけというのが町として、企業団としてほとんどないと思うんですよ。これの解消に向けた水道の施設というのを、私のほうにも水道はどうかならんだろうかという質問も受けてあるんですけど、この辺についての企業団の基本的な考え方をひとつ伺います。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

先ほど町長の答弁の中にありましたように、これまで訪問することによっての給水の申し込みの勧誘というのを企業団でされているところですけども、なかなか企業団としても、やはり経営を安定化させるためには、計画区域内の100%給水を目指したことによって経営

も安定してきますので、企業団としても、加入戸数をふやしたいという思いはあるということでお話は聞いております。

ただ、のべつ幕なし訪問に行っても、うちは井戸があるけんが要らないということで話さえも聞いてくれないという状況の中では、なかなか戸別訪問等もしづらいということは話を聞いておりますので、町としても区長さんを通じながら、こういう水道の申し込みであったりとか、そういった御案内はしているところでありますので、町と企業団と連携しながら加入促進には努めていかないといけないというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございます。そういう体制ですね。結局アンケート、今ははっきり言って、一番今困ってあるところは、うちのほうは下水道、うちあたりは山間部来ないんですよ、下水道は。合併浄化槽とかやっていますけど、合併浄化槽をしたときに、井戸水になると砂が入って合併浄化槽が使えないというふうな問題も出ているんですよ。だから、この水道の、はっきり言って、これは公営企業ですから、収入をもって支出を賄う。税金投入は考えられない水道事業ですから、それは当然と思います。しかし、ある程度やはり計画的な給水区域の5年計画なり、そういうのは企業団には、給水の事業計画とかそういうのはないのか、今まで見たことがないのか、そういう計画が企業団自体にないのか、そういうのは検討されたことありますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

企業団のほうにお尋ねしたところ、計画的に例えば、園部地区であったりとか、宮浦地区、城戸地区とか、給水管が来ていても水道をとられていない方も実際かなりいらっしゃいますので、93%の普及率にはなっておりますので。ただ、引きたくても給水管がない区域をどうするのかということではあります。ただ、それにしても、佐賀東部水道企業団としましても、そういう井戸水を使っていらっしゃる方が水道に切りかえる方策として、3戸以上のお申し込みで一定距離内であれば企業団のほうで給水管の布設をやるという独自の事業もされながら、井戸水から水道に切りかえていただくという施策も考えてありますので、こういったこ

とももう少し皆さんに広報しながら、加入促進というのは必要だとは思いますが、ただ、現時点では計画的にやっていくというのはないということで聞いております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

結局、ポイントはいろいろありますけど、4組合の209人のところ、これがポイントで（「いや、違う違う」と呼ぶ者あり）いや、ここが長谷川とかそういったところですよ。（「違うよ」「違う。ちょっと後で聞こうと思う。どこか私も特定わからんけんで」と呼ぶ者あり）結局、未給水地域と給水の地域の中でもやっていない、給水管が来ていないところと、給水管が来ているのにとっていない人たちもいるわけですね。だから、非常に複雑になっているんですけど、我々がやらなきゃいけないのは、給水区域になっても給水管が来ていなくて、希望しても浄水を受け入れられない人たちだけが、まずは最初にそこが町の責任だと私は認識しておりますので、その人たちはきちっとこれから意向調査を区長さんなんか、3区ぐらいに分かれるのかな、ちょっと区長さんたちとやりますので、そういう整理がきちんとしておかないと、非常に複雑なので、言葉が未給水とかなんとかわかりにくいので、そういうふうを考えておりますので、そこについてはぴしっとやっていきたいというふうに、だから、わかりやすく言うと、長谷川なんかはその代表だと思っておりますので、そういうふうに理解しております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、先ほど町長が答弁するのは、ちょっとこれは私はどこんどだろうかと思ったんですけど、4組合209人が未給水、給水区域内のが209人って余りにも少ないんですが、どこのことですか、これは。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

この園部地区の長谷川、金丸、正応寺、それから鈴町の一部ということで、給水区域内で給水管がまだ来ていないところがこの4地区で、うちのほうの企業団からの数字として209

人という数字で把握をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、この現在の平成28年度末では給水区域内人口が1万6,207名、給水人口が1万5,107名、約1,000名ですよ。だから、この1,000名のこと。この209名というのは1,000名の中に入っておると思いますけど、結局、約1,000名の方が給水区域内というのは水道法で水道事業者が給水を私たちが義務をもって給水しますよというふうに宣告した場所でも、いろんな地形の問題、いろんな費用対効果の面でもできないところもあったろうけど、このうち約1,000名が極端な場合、水道企業団は経営努力をして、給水をする義務があるということになる、この1,000名と209名の、先ほどの答弁のあれがちょっと。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その1,000名のうちの209名が本来は管が来ないことにはどっちかわからないというところですね、管がないわけですから、つなげようと思っても管がないわけです。残りの800人ぐらいは、管は来ているのでつなごうと思えばつなげるけど、これはあくまでも御本人たちの意思でつないでいないというふうに私は理解しています。（「違う違う」と呼ぶ者あり）そこ違いますか。（発言する者あり）いや、そういうふうに少なくとも、役場ではそういう議論になっているので、違うのであれば、またそこはぴしっと議論をさせてください。逆に言えば、管が来ているやつは東部水道はつなぎたいわけですよ、すごくメリットがあるので。だから勧誘に行っているけれどもつなげていないわけです。さっきの200人のところは管がないので、一応考えると思うんですね、果たしてつないでどうなのかということで。ただ、200人の方がぜひ皆さんが、その中の多くの方が4分の1ぐらいの方でも手を挙げていただければ、多分管もすぐつくれるというふうに思いますし、つくるように私がお願いをします。きょうここで考え方が違うという議論をしても仕方がないんですけど、非常に複雑なところがございますので。ということです。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それと、さっき給水管と言われるのは、これは水道法上配水管と言うんですよね。結局配水管が行っていないところは、結局配水管は企業団の責任で布設するんですよね。それから取り出すのは各戸取り出して個人の負担にすると。だから、はっきり言って、私が言えば、6区で言えば、6区までずっとうそん谷から老松さん来て、6区にずっと来ているんです。白坂までですね。来ているのが、配水管が布設されているのが上原地区だけなんですよね、上原地区だけは配水管が入っているんですよ。あとはほとんど入っていないんですよ。宮浦につければ、宮浦の専用水道の関係でほとんどのところは宮浦へ入っていますが、宮浦もその下のほうは配水管も入っていないところがある。

それと、園部でいけば、小林、小林から下は水道管とれるんですよね、配水管が布設されれば。しかし、県道からわざわざ自分のどうしても水が欲しい人なら、もう極端な話、自分の経費で県道の平等寺線からうちまで100メートルぐらいまで自分で給水管を布設して水道事業者に移管する。あそこに配水管を、だからそれを計画的にぜひ基山町としてある程度検討されて、その配水管を企業団に設置してくれと。そこで費用対効果でどうしてもという問題があると思いますけど、そういう努力をはっきり言って、今まで水道事業に関しては、町としては全く関与していないんですよ。それから23年なっているんですよ。23年前はほとんど基山町の水道課でやっていましたから、だからそういうのを今後配水管をどこまでするかを、区長さんを初め協議していただいて、配水管の設置をして給水家庭に。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答弁書で整理いたしますと、もともと基山町の今の人口が1万7,380人で計算されております。そして、それ引くの1万6,207人というのは、もともと整備地域に入っていない、いわゆる高いところですね。ただ、その中にも水道管が入っているところがあります。その中にも配水管が入っているところもあります。だから話が複雑になるんですけど、それから、1万6,207人から1万5,107人を引いたものの中に、さっきの209人であったり、引いてあるのにとっていない人たちがいるという、そういう理解です。

まず私たちは、一応区域内に入っているけど、管が接していないここで言う209人の方々が第一優先だというふうに思っています。

それから、次はおっしゃったように、もともとの1万6,207人と1万7,380人の間の数字、整備されていないところ。ただ、ここは特に高くなれば高くなるほど、それから家が少なくなれば少なくなるほど難易度は上がるし、自己負担ははるかにふえていくと思いますので、そこらあたりはその次ということ。それから、全く別の議論として、本来であれば給水区域の中であって、水道を引いていただかねばいけないのに引いていない人たちに対してのどういふ広報をやっていくかというのが必要になってくるということで、3つに分けてやっていく必要があるというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

非常に町長、御理解が早くて私も非常に質問しやすいので、全くそのとおりでございますので、ひとつ、これはなかなか、今まで俺の仕事じゃなかったばってんがという感じもあると思いますけど、基山町の公衆衛生、安全・安心の面でも、町長が先ほどのように理解ありますので、区長さんなりいろんな団体を通してですね。だから、これは企業団だからおまえどんがせれじゃ、なかなか企業団も動かんですよ。大きくなったから、佐賀東部で、佐賀から全部の企業団だから、いろんな市町村の事情、やはりこれでは各市町村の、内山課長の熱意にかかっている面も相当あると思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。何かなかですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回、企業団のほうの佐賀のほうの総務課なり、三養基営業所の所長さんなりといろいろ話する中で、企業団としても、やはり事業をやるためにはなるべく多くの給水率を上げたいという思いは鳥飼議員と同じだと思います。

ただ、それにしても、実際にとっていただく方、今井戸水を使われている方が水道に切りかえるという御意思がないことには進まないことでもありますので、その必要性であったりとか、そういった部分について、企業団のほうも、その機会があればぜひ加入に行きたいということはおっしゃってありましたので、そういう場を町としては設けながら加入促進ともに進めていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

努力方、ひとつ町長よろしく願いしておきます。特に、議員は町長だけでございますので。

それともう一つ、今度の機能買いかえの町政報告、佐賀東部水道企業団に対する報告が全くありません。消防組合と介護保険だけあっておりましたですね。ぜひ次から水道企業団、町長だけが議員でございますので、町政報告の中に企業団の報告もぜひ入れていただきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その期間内に、報告の期間内にそういうことがありましたら必ず入れて、今までも入れていたとは思いますが、ちゃんとそこはやっていきますし、議会でどういう形で議員さんが議員として発言すべきか、どうやるべきかというのはいつも学ばさせていただいておりますので、それをうまく糧にしてですね。いや、結構今、企業庁の方ともいい関係でやっておりますので、頑張っていきたいと思えますので、また御支援よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

では、この件につきましては、ひとつ皆さん方の御努力、私どもできれば一生懸命頑張りたいと思えますので、よろしく願いします。

次の2点目です。

これが私ども10年来の念願でして、町長、この連絡間はどういう道筋で入っているか、図面上見たことないですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回見ました。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ここにありますようにですね。これが9年前か、私一般質問したときにも、結局余りにも水道管250ミリの25センチのパイプで2.3キロ水がアマゾンから園部インターまで入っているんですよ。その水は飲めないんですよ。だから、緊急連絡管の鳥栖と基山をバルブを上げて、基山町の浄水場がもしアクシデントがあって使えなくなったとき、あけても飲めないですよ。閉めたまま2.3キロの250メートル間を山下川かどこかに全部捨てんばいかんとですよ。それが1日ぐらいかかるか半日かかるかわかりませんが、それまで水道を使えないですよ。こういう矛盾したことがあるのかということで、私は9年前に一般質問したとき、当時の担当なりは今後伝えますで終わっているんですよ。その間、あのときは水が空っぽだったんですよ。そしたら、メンテナンス上水を入れなければだめだということで入っているとやけど、ちなみに、250ミリの2.3キロで何トンになるんですか、課長。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

全体では113.5トンですね。あと、基山地区内だけでいくと96.8トンというふうにお伺いしています。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

約100トンですね。100トンの水が立派に飲めるような水が常時流れていれば飲めるんですよ。鳥栖とその上、インターのところを閉めているから飲めないとですね。そしてもし緊急でバルブあけて、それを一回、半日なり1日かかって全部捨てんばいかんとですね、それから給水してですね。

当時、企業団なり担当課長は、これは国庫補助だから勝手に使えませんというふうな答弁だったんですよ。そんな矛盾したことがあるかと。ということは、アマゾンのところからすぐ行くと高島団地に新しい住宅とかいっぱい建っていますよね。そして金丸地区もあるんですよ。あれに50メートルか100メートルかつなげば、高島団地を通過して、全部通って生き

た水が飲めるんですよ。結局これは、企業団としては、私も企業団に乗り込んでいったときも、これはちょっと国庫補助ですからできません、そういうことがあるかて。これは国の補助を受けて、有効な水道法の根底からいけば、有効に水を使うのが水道事業で、それを使えなくて捨てるばできないような国庫補助事業はおかしいんじゃないかと。これは極端な話、会計検査でも問題になりはせんかというところまでいったんですけど、これについて企業団としての感触、私の一般質問を捉えて接触されたと思いますけど、企業団の考え方は、その9年前と全く変わっていないとですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、基本的スタンスは緊急用の管であるということがあるんですけども、ただ、今回いろいろとお話をさせていただく中では、そういう、これを使ってよりよくできる場合は検討にはなるけれども、ただやはり、あくまでもこれは緊急時の連絡管で、基山町が水不足の場合は鳥栖市から融通していただく。逆に鳥栖市のほうは水不足になったときとか、水が足りなくなってどうしても送らなければいけない場合は基山のほうから送るという場合になりますので、現在はそれを送るための計算上での管があるということですので、再度そういう、そこから分岐をしたりとか、そういう場合の技術的な問題とかもあるということではお話を聞いております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私、この件でまだ水道企業団と接していないので、満を持して接しますが、一般論で申し上げれば、9年前、これが布設されたときからの時間の経過が1つのポイントになります。それは補助事業の耐用年数というのが大きな問題になってきます。

それから、2つ目の問題として、基本目的外使用、その耐用年数の中に入っていれば、基本これは目的外使用になるので、そのままそういう使い方をしていたら、やっぱり会計検査からつかまります。ただ、その事前に目的外使用の承認申請を国交省にして、国交省がそれを認めてくれれば目的外使用ができるというのが普通の補助事業の考え方です。だから、まずは最低限、それをやる価値があるということであれば、目的外使用の申請を国交省に対し

て、耐用年数のまだ中にあるのであればやるというのが基本だと思いますので、まだ私は水道事業団とは接していませんけど、そういう形でこれから議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はい、ありがとうございます。名前のおり、緊急連絡管で、緊急連絡管の名のもとに、その管の中の水を一日かけて抜いた後しか緊急に使えないと。そもそもその矛盾ですよ。鳥栖市は、そのバルブのところまで鳥栖市の水は常時使えるんですよ、弥生が丘の住宅で。基山は園部インターまでいかんとという、だから、そういうのが、これは会計検査法なりでどうのこうのと企業団の方は言わっしゃる。私から言えば、使わせたくないために企業団が言っているしか聞こえないと。やっぱり住民のために有効に水道を利用するという、本来の補助制度の趣旨からいって、先ほど町長が言われました、目的外使用とかもそういうのもあるでしょうけど、私は現時点でも企業団として、これは生きた水でやったほうが企業団としてもその分売れるんですよ、水が。

そういう観点から、ぜひ今町長が言っていただきましたように、この緊急連絡管については非常に私は国の無駄遣いじゃなかかというところまで考えておるところでございますので、その辺、努力をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

何か国の補助事業の問題点までなったんですけど、多分、もしそういう御指摘であれば、これは使えるであろうごとに水を入れかえるという作業をやらなければいけないという、そういうことだと思います。もしこの事業をきちんとしたものにするのであればね。例えば、半年に一遍ぐらい入れかえるという作業をしなきゃいけない。でもそれもやっていないということはおかしいということになるという、多分、国の補助事業についていえばそういうことだと思いますが、先ほども言いましたように、これから事業団と話して、そういう目的外使用の話で持っていけるかどうかを協議していきたいと思っておりますので、もしいけるんだしたら、ある水道管を使わないのはおっしゃるとおり、事業団としてももったいない話でござ

いますし、基山町としてもいい財産になると思いますのでというふうを考えていきたいと思
います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はい、ありがとうございます。私ももうこの水道については少し気持ちが、町長の積極
的な発言で本当にありがとうございます。ひとつこういう水道事業をめぐる状況があるとい
うことを、皆さん方もひとつぜひ御認識をしていただきたいと思います。思っております。

次です。次が、またこれも園部団地の今からこっちは50年前、今度は。先ほどの水道が40
年前だったんですけど、今度50年前の話に移ります。

昭和39年か昭和40年当時、園部団地が建設されました。当時は、私の友達あたりもあそけ
住んでおりまして、もう子どもさんがいっぱい、園部団地はすごいにぎわいの団地でござ
いました。

しかし、今少子・高齢化といえますか、いろんな環境で、園部団地につきましては先ほど
言われましたように、入居者が1割少ない90%ぐらいということで、もう園部団地の新しい
募集といえますか、あれは停止しておるといふような話を聞いております。また、この園部
団地の改築といえますか、建てかえにつきましては、先ほど言いましたように、私が10年前
ですか、そのときしたときに、当時の町長は全然、せいけんあのときが耐用年数10年過ぎて
いましたから、もう建てかえの計画を始めたかどうかと。このままじゃもうこれは建て
かえるのには5年、10年のスパンが必要ですよとしたけれども、その当時、建設課長たちも
ありませんで通っておりまして、結局、この園部団地の建てかえについて、先ほど答弁あり
ましたように、基山町の公営住宅の長寿命化計画として平成25年につくられまして、その中
には、もうちゃんと基山町の計画は建てかえますよと、もう4年前、5年前に長寿命化計画
で建てかえますという方向転換というか、方向性が見えたわけですよ。あれから4年、5
年たっています。そして、今度基山町の公共施設総合管理計画においても、もうよくない団
地だと、A、B、Cの一番最低ランクのCランクをつけられているんですよ。

先ほどから説明してありますように、もう建てかえというのが、先ほどありましたけど、
町長にもう一回聞きますけれども、長寿命化じゃなくて、もう建てかえをするということで
明言、もう一度よろしいですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

はい、答えているとおり、建てかえが必要であると考えております。これからいろいろな検討を多方面からしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

もう明言いただきました。もう今の状態ではだめだということは、町長を初め皆さん方も御理解あったと思います。

それで1つ、午前中からの一般質問の中でありましたけど、あそこが急傾斜地の崩壊危険箇所ということは町長御存じですか。ハザードマップでレッドゾーンが指定されているのはどの辺かわかりますか。わからんならいいですよ、東側からすぐ入って右側に出て。あれはハザードマップでレッドゾーンになっているんですよ。あそこの下には低いところに団地があるんですよ。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと高台のところがそうなっているのと、加えてあそこは調整区域なんですよ。だから、今のままだと高層の建物は建てれないという、そういう地域になっているというふうには理解しております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、今のところはもう想定をしていないような答弁を先ほどからいただきましたので、建てかえの場所（「いや、そういうふうに答えた……」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

どうぞ、続けてください。質問をしてください。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、だから、園部団地の今のところには、あそこに建てかえるということはないということですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

可能性の議論ですけれども、例えば、あそこが市街化区域になって、高層のものを建てて、バリアフリーで高層のものを建てるという可能性はまだ残されていると思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

現時点での耐用年数を20年超した園部団地の建てかえはないということで、それを前提に質問させていただきます。先ほど言いましたように、急傾斜地のレッドゾーンであること。問題は、もう4年も5年も、私は10年前に園部団地の建てかえに関して検討すべきじゃないか、スケジュールを出すべきじゃないかと言ってきておりましたが、今もってスケジュール計画もなし、何もない。それで、いつそういうふうな計画を出すということの目安もない、全く何もないとですよ、あと10年かかるか20年かかるかわからんとですか、その辺が非常に入居者の方も不安だろうし、一般の安全・安心の面からもですね。それはいつ出すんですか、もう全然出さないんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

他のハード施設のことをごらんいただいてもわかるように、現在我々がスピードダウンしてやっていくことはなくて、むしろ想像を超えるスピードで今動いているつもりでございます。ただ、園部団地は今人がお住みになっているので、勝手にほかの、全く新規で建てるほかの建物とかとは全然違いますので、答弁でもさせていただいたように、まずはおられる61世帯の方々の御意見を聞くことからスタートして、そこからスケジュールを立てていかないと、スケジュール立ててこれでやりますという説明はないんじゃないかなというふうに今思っているところです。だから、なるべく早く61世帯の方々の御意見を聞きたいなというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そうすると、今の町長の答えでは、入居者の方がいや、今のところでよございませと言われれば、そのままなるということですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、入居者の方に今意見交換の内容といたしましては、あくまでも必要性と今後入居者の方を現時点でも3割近い高齢化が進んでおります。今後進むであろう入居者の高齢化等、対応できるのは今の現時点の建物の中では限界があるというところ、そういった事情も御理解いただき、また当然こういった公営住宅についてはそれぞれ戸別の収入とか御事情があるところですので、そういったところの内容をお伺いしながら進めていくというところがございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、私はそこが全然理解不可能なんです。それは大事ですよ、入居者の意向を聞いたり。それは大事ですけど、その前提で基山町の公営住宅の管理運営の方針として、園部団地をどういう方針で持ってきて、いつからどうするとか、そういう基本的な計画がなからんとだめじゃないですか。入居者の方はそれ大事ですよ。大事ですけど、基山町の園部団地の建てかえをどこにして、具体的にどこと決めなくても、そういう基本計画も何もなくて入居者の希望を聞かないと、四、五年前に逆戻りになって、またあと5年、10年、そのままになるという可能性がある。

私はぜひ今の段階でも基本計画なり、そういう素案なり、そういうのを基山町としてのあれを持って行って、こういう計画ですけど、行政はこうしますということでもって住民説明なりせんと、何もなくてどうですか、どうですかと言うたって、入居者はより不安になると私は思いますけど、そこは違いますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今考えておりますのは、基本計画を作成し、その中で今言われたハードの最終的な建築計画なりをつくっていくものとは考えております。ただ、その前に、まずは一方的にこちらがつくるという形を出しましても、入居者の方については引っ越しなり、あるいはそういった精神負担等が生じますので、その辺はやはり急激に進めるのはなかなか難しいのではないかと考えの中で、基本計画をまず今現在作成を進めているところでありますので、その中でそういった工程をつくっていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、そういう意向というのはもう大事なことで、入居者の方が今度どうせ引っ越さんばいかんし、家賃の問題、いろんな面で不安があると思いますから、そういうのが大事だと思いますけど、今基本計画と言われましたけど、その基本計画というのはいつ策定されているんですか、いつでき上がるんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

これにつきましては、今中間で前回の全協の折にも検討の内容等を出したわけですが、そういった中、今現在の入居者のそういった引っ越しの負担等の状況等をある程度把握して作成していきたいというふうに考えておりますので、そういった意見交換を持ちながら作成するというところで思っていますし、現在はまだ途中、そういったいろいろな検討、シミュレーション等もございますので、現在はその途中というところでしております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

担当課長はあれですけど、副町長、今大事な基本計画の策定期間、課長は結論出し切らんと言いますが、副町長は事務方のトップとして、この園部団地の建てかえに関する基本計画と申しますか、この前全協ではチラッと見せておりましたが、あれは全部検討する、検討す

る検討するだけだったんですけど、町として大事な財産である入居者が60戸もいらっしゃる方の園部団地の建てかえ事業に対して、基本計画もいつつくかわからん、だけど危険ハザードマップではレッドゾーンになっておる。そういう観点において、入居者の安全を考えたときに、早急に私は基本計画を策定してでも、優先順位を上げてでもすべきと私は思いますけど、事務方のトップとしていかがですか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

町長も先ほど申し上げましたように、園部団地についてはもう建てかえが、長寿命化計画の中で決定しております。その中で、今園部団地に実際住んでいらっしゃる生活されていますので、まずはその方に建てかえを決定して、まだ場所とかも検討していますという、そういう行政の意思表示をまずは示して、その中で住みかえとか、いろんなものが今後出てきますので、その部分の意見も伺って、それからそういう計画を立てていくもの。計画を立てるのはまた園部団地の中で説明会を行って事業を進めていくということで、今実際生活をされて住まれていますので、まずその方に方針なりにそういうものをまずは示して、それからそういうものをつくっていくというように認識しております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今の考えは課長と一緒にですけど、しかし、スケジュールというのは全然策定されていないとですね。ちょっと言うなら来年の3月までに入居者の方の説明を終わって、来年の中身、基本設計に移るとか基本計画を策定してどうというのは全く、しかし、何でも計画、やっぱりある程度こうしたいというあれがないとなかなか進まないと思うんですよね。

だから、私はぜひそういういろんな入居者を来年の3月までに意見聴取しというような情報を見て、それから基本設計の委託をするとか、基本計画に出すとか、やっぱりその辺の計画といったアクションプランというか、そういうのはなからんと前に進まないと思うんですよ。ただこうします、こうしますだけじゃ。私はそこをぜひお願いしたいと思いますが、町長いいですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、半年以内、いわゆる今年度中に戸別の入居者の御意向を聞きたいというふうには思います。その後、基本計画が結構ぶれるというか、不確定要素が非常に多いんですね、これは。結局、今の園部団地を1カ所にぼんと持っていけるような場所がなかなかないので、そうすると複数に分けたり、場合によっては今が、さっきも言ったように調整区域ですけど、あそこを市街化区域になすことができれば安全なほうに少し高めの建物を建てたりすることも可能になってくるわけですから。それからあとは民間の施設を借り上げるような、そういう検討もしているんですけど、いろいろやっているんですけど、そういう不確定要素が多いので、基本計画はそういう不確定要素を入れたものにならざるを得ないので、その後、多分また半年ぐらいかかるでしょうね。その後、基本設計とか具体的なものになっていくので、時間的に言うともうちょっとやっぱりかかってしまうので、何となくそういう長い話をスケジュールだけ出すというのは余り合いませんので、むしろ、この期間にやってしまいますみたいな話だったらいいんですけど、ここは余りにも不確定要素が多いので、今回は慎重にスケジューリングも含めてやっているということで御理解いただきたいと。

前回との違いは、この半年間で必ずそういう意向調査をきちっとやりたいなというふうに思っておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

非常に微妙な観点もありますから、対応には十分注意されて、私が言うように、これは今からしたとしても、あと5年ぐらいかかると思うんですよ。今からいろんな調整でも。本当に園部団地新しい。

それで、1つ問題は、PFIですね。なかなか難しい英語で、私も余り英語は得意じゃないですけど、PFI事業で、結局民間事業で今子育ての旧庁舎のあれをPFIのほうで町長がやられておりますけど、PFI事業として私は園部団地の建てかえ事業についても税の投入は極力なくしてほしいと思いますけど、このPFI事業についての担当課長なり財政課長なり、その辺はわかりませんが、見解を、この園部団地の建てかえ事業をPFI事業として推考する考えがあるのか、もう税で全てやるというお考えがありますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、P F Iというのが建設と管理関係の包括的な手法だというふうに捉えております。これにつきましては、当然家賃のところがございますので、私どもは当然財政的にはできるだけ少ない形で効果のいいものをというのが、そういった研究調査をするのが当然だと思っておりますので、その辺は、当然P F Iを念頭に置いたところで可能性があるかどうかを確認していくものだと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これについては、旧庁舎跡地で子育て・若者向けの住宅、あれについては税の投入はないというふうな説明をやっておりましたですね。同じ公営住宅だろうと思えますけどないと。今度は全然税の投入がないということはないですね、低所得者用の町費負担というのは、少なからずがどのくらいか知りませんが、役場、旧庁舎の跡の建設のあれとは違うんですか、その辺。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、P F I自体が収入をもって支出を、バランスをとるところがございますので、当然建物というのは経年劣化的に維持管理費がかかってくるものですので、そこが収入と見合うかどうかというのがまず第1番のP F Iの部分になろうかと思っておりますので、当然、今回公営住宅は低所得という、その収入になる家賃のほうが政令で定められた家賃の中で確保していきますので、当然その辺は課題として検討していく中の範囲になろうかと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はい、わかりました。非常に新しい手法で課長さんたちも大変でしょうけど、先ほど言いましたように、もう55年、私の今の感想じゃ、あと5年先ですね。建てかえができるのはで

すね。そういうふうな感触を私受けておりますので、入居者の方のことも考えて、その辺は迅速な対応をお願いしたいと思います。

それで、建てかえの場所、この問題、もう今の園部団地では無理だと。あそこが1万5,000平米ぐらいあったんですかね。あんないい土地はないんですけど、今度のはある程度高層になるかどうかわかりません。この考えとしては、担当課長は全協のときに、一番最適には本桜のちびっこ広場のというふうな話をチラッと聞きましたが、その辺はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、全協のときには、検討の中で4つ、現地の建てかえと非現地3カ所の合計4カ所を出させていただいたと思っております。この中に、今言われたところは、質問の中でどれが一番合うのかというふうなお話がありまして、団地は駐車場等もございますので、団地の面積として一番大きいのが、1つ本桜の部分があると。その中で、今有力なお話はしたかと思うんですが、あくまでも課題は、その本桜のところでもありますので、候補として考えているものの整理をしながら決めていくというところで考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

非常に難しい問題があります。私はもう極端な言い方をすると、建設課長だけのセクションだけじゃなくて、これは全庁的な園部団地については対応を町長考えていただかないと、建設課だけでは私は到底無理な面があると思います。いろんな面で。それは考えてあると思います。私は言いません。

最後ですけど、問題は建てかえ後、低額所得者用の公営住宅法の第1条は、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民の生活と安定と社会福祉の増進に寄与する」というふうな公営住宅法に基づく低額所得者用の住宅というふうな認識だろうと思っております。これで一番問題になるのは、新しい住宅ができると当然家賃は上がると、その辺の問題ですね。その場合、この長寿命化計画の25年のときには、居住者に対する意向調査で、建てかえを行った場合、家賃が上がっても済み続けたいという

アンケートが40%あっているんですよね、町のほうのアンケートで。家賃等の条件次第で50%が住み続けたいというふうなアンケートが出ているんですよね。また、高齢者が多い、3割以上は高齢者ということで、入居者の居留意向と調整は十分図る必要があると思いますし、家賃の上昇や移転等に伴う入居者の費用負担、これの軽減等の策はあると思いますけど、こういう状況については、現時点ではどのような考えで、新しく建ったときにどういうお考えで説明とかいろんな面でされるおつもりですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、当然激変緩和の措置はとるというところで考えておりますので、ただ、それがどういふふうな形になるのか、一般的にはいろいろな年数を区切って、その間、段階的に上がっていくというのが通常ですので、そういった通常の中で、あるいはいろいろな方法が先進的にできている可能性もありますので、そういったところを調査しながら進めていって、激変緩和については対象を考えていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はい、ありがとうございました。私、2項目について質問させていただきました。

非常に町長初め、皆さん方の非常に前向きな御答弁と思っております。特に、水道事業もですがけれども、私が一番心配しているのは園部団地、人命をあずかる園部団地の問題でございますので、今後、町長を初め執行部の皆さんの御活躍をお祈りしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩いたします。

～午後3時29分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保由美子議員。

○2番（大久保由美子君）（登壇）

皆様こんにちは。本日、最後の一般質問をいたします2番議員の大久保由美子でございます。傍聴席にお越しの皆様には貴重な時間にもかかわらずお越しいただき、まことにありがとうございます。

さて、平成29年7月5日に発生しました九州北部豪雨災害では、国の激甚災害が適用されるほど甚大な被害がすぐ近くの朝倉市や東峰村、日田市で発生しました。災害で36人の尊い命が失われ、いまだ5人の行方不明者の方がおられます。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

朝倉市を初め、行政主導のもと多くの人が復旧に向けて工事に携わり進められていますが、災害ボランティアセンターも発生から5日目の7月9日に立ち上げられ、現在もまだ多くのボランティアの方が全国から支援に駆けつけ、作業をされています。被災された方の一日も早い平穏な生活を願うばかりです。

さて、町の平成29年度の事業も6カ月目を迎え、当初予算で多くの新規事業や継続事業が取り組まれ、進んでおります。

そこで、新規事業に、ダブルジビエ活用プロジェクトとして解体処理施設を、また、文化、スポーツのさらなる振興に合宿所の建設を今年度計画されました。これらの事業が基山町の発展や活性化に、また町民の負託に寄与する事業となるために、開設後は成果が期待されます。

そのためにも問題点や課題を、また財政圧迫の足かせとならないように、維持管理に係る収支計画を十分検討、審議して進められているのか、議会の役割として、貴重な一般質問として明確な行政運営を求め、通告に従い、1回目の一般質問をいたします。

まず、耕作放棄地の拡大防止のために飼育されているエミューと中山間地域において農作物被害の原因であるイノシシをダブルジビエとして利活用するために、解体処理施設の建設計画をされ、その予算にふるさと納税基金から2,000万円の繰り入れを当初予算で計上されました。また、今回の9月定例会で同じくふるさと納税基金より1,000万円の補正予算を組まれております。町内の飲食店でのジビエメニュー開発と提供や六次産品開発による特産品へとつないで町の活性化を図る目的と説明をされております。

そこで、質問事項1、基山ダブルジビエ活用プロジェクトについて。

(1)解体処理施設建設に向けた計画の進捗状況は。

(2)ダブルジビエの安定的な個体数の確保や目標解体数量、その後の販売計画はどうするのか。

(3)年間維持管理費など運営上のランニングコストの試算は、どうなっているのか。

(4)指定管理者に、特に求められるスキルは何か。

次に、合宿所建設場所として、旧ほっとステーション基山の既存建物と用地を習得されました。これまで議会や全協において多くの質問も出ました。また、町民との意見交換会やアンケートの結果も公表されております。目的は、文化、スポーツなどの振興を図り、農業や商工、文化、歴史、観光へとつないで、交流人口によりにぎわいのある基山町の活性化を目指した事業と考えます。

そこで質問事項2、合宿所建設について。

(1)年間100件を超える九州大会規模の競技利用があることから、宿泊ニーズの需要を見込み、建設されるのか。また、宿泊者の数値目標の根拠は何か。

(2)町外の大会参加者から、直接意見やアンケートを聴取されたのか。

(3)町への経済効果をどう捉えられているのか。

(4)年間維持管理費など運営上のランニングコストの試算は、どうなっているのか。

(5)旅館業の簡易宿所営業として事業をする中で、指定管理者に特に求めるスキルは何か。

最後に、冒頭でも触れました甚大な災害が発生した九州北部豪雨災害、被災された朝倉市は基山町から車でわずか三、四十分の場所です。昨今の災害はいつでも、どこでも起こるおそれがあります。

そこで、昨年12月の定例会に続き、2回目の防災対策の質問です。

昨年4月の熊本地震や今回の九州北部豪雨災害を通して、私たち町民もまずは家族や自分でできることは自分でする自助、そして地域ぐるみで助け合う共助、最後に公助としての行政には人命を第一義に情報伝達、避難勧告、指示など、なお一層の防災・減災に取り組んでいただきたいと思います。

そこで質問事項3、防災対策について。

(1)九州北部豪雨災害に、町独自で職員のボランティア支援を派遣されたのか。

(2)大雨特別警報が発表された時に、対策の優先順位を3つ上げるとすれば何か。

(3)職員による災害対策本部開設の防災訓練を実施し、共有されているのか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大久保由美子議員の問いに対して答弁させていただきます。

まず、1、基山ダブルジビエ活用プロジェクトについて。

(1)解体処理施設建設に向けた計画の進捗状況はということですが、キャンプ場グラウンドを建設候補地として保健福祉事務所と協議を行い、施設の大まかな方向性が決まり、平成29年8月上旬に地元関係者等に施設の概要を説明したところでございます。それらの協議を踏まえ、本議会では工事費、備品費等の補正をお願いしており、議案を可決いただき次第、業者の選定を行いたいと考えております。

また、来年度からの運営開始に向けて設置条例の制定、指定管理者の選定に向けた準備を今年度中に進めていく予定にしているところでございます。

(2)ダブルジビエの安定的な個体数の確保や目標解体数量、その後の販売計画はどうするのかという問いでございますが、施設は年間でエミューが100羽、そしてイノシシ50頭の処理を想定しております。施設で処理された精肉は、地元の飲食店の御当地メニューやふるさと納税の返礼品として活用していきたいと考えているところでございます。

(3)年間維持管理費など運営上のランニングコストの試算は、どうなっているのかということですが、年間エミュー100羽、それからイノシシ50頭の処理をベースに試算しています。試算では、人件費、光熱水道費等のランニングコストとして年間350万円程度を見込んでいるところでございます。

(4)指定管理者に、特に求められるスキルは何かということですが、食品衛生法に基づく食肉処理業、食肉販売業の営業許可は必須とし、厚生労働省が策定した野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針に沿った管理を求めていく予定にしているところでございます。

2、合宿所の建設についてということで、(1)年間100件を超える九州大会規模の競技利用があることから、宿泊ニーズの需要を見込み、建設されるのか。また、宿泊者の数値目標の根拠は何かということですが、合宿所建設については、九州大会規模の競技大会の宿泊ニーズを見込んでの建設も要因の一つではあります。現在、本町に宿泊施設がないため体育施設等の利用者は町内のお寺や公民館を借用したり、町外の施設に宿泊している状況に

あります。また、町内の施設利用者へのアンケートでも、合宿所建設の要望が多く出されております。

そのため、これらの状況を解消し、体育施設等の施設利用者数の増加や町内滞在時間を長くすることで町内の食事や特産品等、土産の購入により経済的な効果も期待しての建設計画でございます。年間宿泊者の将来目標数値であります2,000人は、体育施設、文化施設の利用者及び町で開催されるイベントの来訪者の中から宿泊者を想定して算出しているところでございます。

(2)町外の大会参加者から、直接意見やアンケートを聴取されたのかということですが、町外の大会参加者へのアンケートは実施しておりませんが、大会参加者や各種施設利用者からは、日帰りや町外の施設を余儀なくされるため、施設の近くに宿泊施設を設けてほしいとの声を多数いただいたところでございます。

(3)町への経済効果をどう捉えられているのかということですが、経済効果としては、宿泊者の体育施設等利用料の収入、それから特産品等の土産購入による収入、食事代等の収入があるというふうに考えているところでございます。

(4)年間維持管理費など運営上のランニングコストの試算は、どうなっているのかということですが、試算では、人件費と光熱水道費等のランニングコストとして年間800万円程度を見込んでいるところでございます。

(5)旅館業の簡易宿所営業として事業をする中で、指定管理者に特に求められるスキルは何かということですが、まずは食堂を地域に開かれた施設とする能力に加えて、旅館営業を含めた安全で安定した施設管理能力と地域の拠点としてイベント等の企画力であるというふうに考えているところでございます。

3、防災対策について。

(1)九州北部災害に、町独自でボランティア支援として職員を派遣されたのかということですが、九州北部豪雨災害につきまして、町独自でボランティア支援として職員の派遣は行っておりませんが、ちょっと注釈しますと、ボランティアとして個人的に職員が自主的な判断で行っているケースはたくさんございますけれども、九州・山口9県で朝倉市及び東峰村への中長期職員派遣が決定されています。その中で、本町として中長期の派遣に1名、朝倉市に派遣ができるということで承諾の回答を行っておりますので、決定次第、派遣したいというふうに考えているところでございます。

(2)大雨特別警報が発表された時に、対策の優先順位を3つ上げるとすれば何かというふうな、そういうことですが、大雨特別災害警報が発令される時期には本町としては避難準備情報を発令している可能性が極めて高いと思われます。そのことを念頭に優先順位を上げるとすれば、避難に時間を要する人の避難状況の把握を行い、確実に避難を完了させること。それから、収集した情報の的確な分析に基づく避難勧告や避難指示等の判断を行うこと。そして、そういうものも含めた住民の皆さんへの情報発信が一番大事だというふうに考えているところでございます。

(3)職員による災害対策本部開設の防災訓練を実施し、共有されているのかということですが、毎年災害対策本部員の緊急連絡網を整備して、通信テストは行っていますが、その他の訓練は実施していない状況です。しかし、近年の災害の発生状況を見ると、職員による災害対策本部開設訓練の実施についても今後行う必要があると考えているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

これより一問一答により質問いたします。

基山ダブルジビエ活用プロジェクトについてですが、(1)の件で、答弁では8月上旬にキャンプ場グラウンド建設に向けて地元関係者に施設の説明会をされたようですが、何か意見等は出ましたでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

平成29年8月1日に地元6区のほうで説明会をさせていただきました。その中で参加者のほうから出た意見の主なものを説明させていただきます。

まず、ありましたのは解体処理施設の駐車場としてどれくらいの台数を想定しているのかという質問がございました。あと、施設の稼働日数についてという質問と、あと肉の販売方法、将来、鹿も今後出てくるんじゃないかということで、鹿の対策ということは考えているかという御質問がありました。あと、イノシシ1頭の処理料は幾らくらいを考えているのか。

あと、排水等は道路側溝に流すということで説明させていただきましたけれども、そういうところで道路側溝に落ち葉がよく詰まるので、そういったところの管理等をどう考えているのか。また、イノシシの捕獲は誰がやるのかというと、イノシシを搬入するタイミング等をどう考えているのか。あと、町外の方が持ち込みできるのかという御質問が主なものでした。以上です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

もしあるならと思いましたが、結構御意見があったようですね。詳細にありがとうございました。

それで次に、施設での年間解体数量をエミューは100羽と答弁をいただきましたので、それでエミューについてちょっと質問します。

処理場の計画は、町内ではエミューを耕作放棄地対策と六次産品開発を利活用するために平成27年からさが段階チャレンジ交付金で飼育され、その食肉活用のために処理場が必要であることは何となく理解しますが、では、町内にエミューは何羽いるのですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

平成29年3月現在で256羽おります。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この256羽は、きやまファームもいますよね。それと日本エコシステム。その数の振り分けはどのような数字ですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

概数で申しわけありませんが、きやまファームにつきましては約50羽、日本エコシステムについては200羽程度飼育されています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この目標数が100羽ということは示していただいておりますが、この100羽は、あくまでもきやまファームと日本エコシステムより仕入れをされる予定ですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

そちらにつきましては、まだ指定管理の方法とか決めておりませんので、買い取りになるのか、解体の委託になるのか、今後詰めていかせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、もう一回。買い取りになるか、解体委託になるかわからないという答弁でしたですかね、今。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

そのとおりでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

きやまファームは、基山町の方が代表者になられて、飼育をされております。日本エコシステムというのは、基山町にある企業じゃありませんよね。ちょっとそこら辺の確認を。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

お尋ねの日本エコシステム様につきましては、筑紫野市に本社を構えてありまして、基山町で耕作放棄地を借りて飼育されております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ちょっと細かいんですけど、要するに、こういう処理施設をつくるというのは基山町の振興を図る、循環性をとるためにということも大前提でありますので、日本エコシステムは、地元で耕作地を借りてあったとしても企業的には筑紫野市ということで、きやまファームはわかるんですけど、ちょっとそこら辺を疑問に思うんです。循環性としてはすぐわないんじゃないかなと思う。基山町の入り口から出口というところら辺で。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

日本エコシステムにつきましては、町外の企業であることは間違いありませんけれども、きやまファーム株式会社がしておりますが、そちらのほうに出資をされており、きやまファームと連携をとった中で事業を進めておりますので、単純に町外の企業ということではないかと解釈しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、今質問したいことがあったけど、その前に、答弁されたんですけど、エミューは処理場では今後、買い取りになるのか、解体委託になるかがわからないという答弁でしたよね。方向性はフィフティー・フィフティーですか、それともどちらに偏っていますか。要するに買い取りになるのか、委託になるのか。そこで収支とかいろいろ問題も出てくるんじゃないかなと思って。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

大久保議員お尋ねの件ですけれども、どちらも今のところは選択肢として残しておまして、今後そういったところを聞き取り等行いながら、どちらのほうの方が町にとって効果的、住民にとって有効なのかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私もよくわからないなりに買い取りになるのかなというふうな考えを持っておりましてけど、解体委託ということになると、ちょっと整理つきませんが、町長どういうふうな問題というか、課題とか、メリット、デメリットがありますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

イノシシは買い取りでしょうね。ほかに考えられないですね。エミューが、例えば、肉以外の使い方をするような場合に、エミュー自体を買い取りにしたら、例えば、化粧水とか使う場合は、またややこしいことになるという、そういうことなんか考えられると思います。

どちらにしても、その中間も含めてこれから早急に詰めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

年間100羽を目標に想定されておりますが、こういう需要がふえることで今のきやまファームも飼育数では足りないと思います。今後、きやまファームは飼育数をふやされる計画ですかね。ちょっとここは株式会社きやまファームだからお答えが難しいかと。でも、50羽じゃ年間解体数からしたらとても間に合う数字じゃないけど、どう思われますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

きやまファームだけの頭数ということでは把握しておりませんが、両者合わせたところで目標として考えてあると聞いた数字は500羽相当を2年程度で達成したいなという話は聞いております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それから、答弁の中では地元飲食店の御当地メニューやふるさと納税の返礼品として活用したいと言われておりましたけれども、委託とかになるとまた変わってくると思いますが、それだけでは大変厳しいものはありませんか。エミューを販売するという方法、販売先を考えたときですね。だから、委託になるとそこで解体するのみで終わるということですか。そして、その委託料を指定管理者制度とかになった場合そこがもらえるような計算、考えですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

ちょっと私の説明がよくなかったんですけれども、販売する方と解体する方が別の事業者になることもあり得るのかなということで、販売に専念されたい事業者であったりとか、解体は得意だけれども、販売は苦手というところもいらっしゃるかもしれませんので、そのあたりの兼ね合いを今後研究していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。

では次に、イノシシの処理場も併設してダブルジビエとされるわけですけど、このイノシシの処理場も併設した経緯はなぜですか、何か要望があったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

イノシシの被害の駆除というのは以前から相当前からあったと思います。そちらのほうには施設をどうだという話は以前からまたあったと思いますけれども、基山町の規模感的にイノシシだけの処理で施設を建てるということは、なかなか採算性的には難しいと考えております。その中でエミューの事業も始まりまして、エミューにつきましても、その出口が必要だということもございます。そして、エミューにつきましても、現在のところはジ

ビエ扱いができるということで、一石二鳥ということで、今回こういう事業に取り組ませて
いただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、イノシシの処理場への搬入は猟友会からの提供を考えられていらっしゃるんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

現在におきましては、特に猟友会に限らず、持ち込まれたイノシシについては品質等問題
なければ、処理できればできる方向で検討しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

でも、イノシシを解体して食肉用として販売する場合、免許が必要ですよ。それで確認
ですけど、猟友会が多分基山町の中では積極的にイノシシの捕獲をされていると思うんです
が、猟友会との処理場建設については協議はなされているいらっしゃるんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

猟友会との協議につきましては、現在、具体的な協議というのは進めておりません。実際
狩猟される方は、狩猟免許を持ってある方ではあると思うんですけども、それと必ずしも
猟友会というものが一致するかというのは、まだ必ずしも言い切れないと思いますので、そ
のあたりは、まずは処理をする、販売をするほうから調整を進めております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それじゃ、基山町で狩猟免許証を持っていらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるんです
か。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

猟友会のメンバーが16人いらっしゃって、その方たちは当然のごとく持っています。その他で、皆さん知っているように、きぎんの守り人の方。免許ある方は猟友会にも加わっている方もいらっしゃいますので、ただ、全体的な数とそのほかの私たちが統計上持っているものの中では、ほかで個人的に動いてある方に関してなかなか情報が手に入っていないので、とりあえず猟友会のメンバーが免許を持っているというふうな感覚で、今のところ数としては把握をしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、ちょっともう一回。猟友会のメンバーが何人とおっしゃいましたか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

16名です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この16名の方の大体の年齢はわかりますか。平均年齢みたいなのは。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

平均年齢としては67歳になっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

イノシシの安定的な個体確保について質問しましたところ、目標解体数は50頭という答弁

をなさいました。平成27年12月議会でイノシシの確保数は、平成25年から平成27年10月までの実績では、成獣が21頭、幼獣が20頭と答弁されました。その後、捕獲状況は幾らぐらいになっているかは把握されておりますか。ましてやイノシシを今度、処理場を建設されるというわけですので。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

平成28年度の実績としましては、イノシシが111頭、うち5頭が幼獣となっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

平成28年はすごく、4倍ぐらいふえているんですね。平成25年から平成27年10月までの実績で41頭なんです。そして、そのうちの幼獣は20頭という答弁だったんですが、平成28年度で111頭ということですか。はい、わかりました。

では、有害鳥獣対策は今後も必要で、どこの中山間地域でも大きな問題となっておりますが、処理場の安定的な運営による捕獲数を考えると、今後、猟友会との協力等、支援も大変必要だと思いますが、この猟友会の維持と会員確保について、狩猟免許取得者への補助制度とかは今対策があるんですか、それとも今後何か考えていらっしゃいますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

補助制度といいますのは、有害鳥獣駆除に対する捕獲報償金制度というのは今現在、国と県と町で1万3,000円出して、そういう制度はございます。あと、これから先はこういう施設をつくることによって他の方、要するに先ほどの111頭についても、去年、先ほど言いましたきざんの守り人の総会とかで私たちのほうの情報として50頭ほどとれたというふうな情報をいただきましたので、その中に加えさせていただいたためにそういうふうにとれた数字としては大きな数字になってきております。

あとは猟友会が捕獲された頭数と箱わなの貸し出しの中でとれた頭数、そういうものが今集計されていますので、ただ、個人的にとって自分で処理してそのままとれたという数字を

町のほうに上げられない方もいらっしゃいますので、そういう方がこの処理施設をつくることによって処理場に持っていかれば、その111頭が150頭になるかもしれないし、200頭にふえてくるというふうには可能性としては見ております。

以上です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そういうところから111頭という数字を答弁されたわけですね。

では、猟友会でのイノシシ捕獲方法は箱わなですか、それとも銃器使用ですか、それとも両方ですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

猟友会の方が第1種ということで、散弾銃の免許を持ってある方もいらっしゃいますし、大体ほとんどが箱わなになっております。それで今、有害鳥獣駆除の中ではほとんど箱わなでイノシシの捕獲をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、基山町では箱わなを使われる方が多いということですが、この箱わなは今何個ぐらいいあるんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

イノシシ用の箱わなについては27個持っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

はい、わかりました。

じゃ、イノシシの箱わなによる捕獲についてちょっと調べさせていただきましたら、警戒心が大変強く、また、わなにかかった場合は、約2時間以内に捕獲して血抜きなどの処理後、短時間で処理場まで搬入する必要があり、実際食肉用にできる数はかなり少ないと言われております。また、わなを仕掛けた後の見回りも大変で、その上、高齢化により負担になっているとも言われておりました。

年間50頭という目標処理数を確保するためには、その2倍も3倍もいるのではないかと思うんですね。だから、100頭あるからそれで50頭だというものでもない。実際調べてみたら、数%が適正な品質のよい食肉用として利用できるみたいな数字まで出ておりました。それで、そのような中で安定的な数の確保ができますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

先ほど言われるように、捕獲をして、とめ刺ししてから血抜きをして、内臓を出すということを短時間のうちに処理しなければ肉質のいいイノシシとしての製品化にならないというのは、研修をしながら勉強させていただきました。

それで、安定的なとり方なんですけれども、実質今111頭が、私の先ほどの答弁の中で200頭ほど出れば、あとエミューもおりますので、施設の運営として一番問題なのは、イノシシがとれたときに、施設を管理していただく方に連絡をとりながら、実際そこでどう処理していくかということが一番の安定的な施設の運営にもなってくるのではないかというふうにも考えておりますので、これから先イノシシのとれる頭数については、施設が運営できるようになれば若干ふえてくると、先ほど言ったように見えていますので、施設を管理していただく方たちとの協議というのが十分問題になってくるかなというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

いろいろ課題がやはりありますとは思いますが。

それで調べてみますと、捕獲量の多い市や広域での施設が多いようですが、今回、吉野ヶ里町も神崎市を含む広域でイノシシの処理場が整備されるということですが、エミューがいるということもあってなのかわかりませんが、広域での考えは当初なかったんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

広域という考え方は、管理が市町村広域ということであれば、その考えはございませんでした。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

要するに、町が施設はつくって、搬入は広域でも受け入れるという考えはあるけれども、広域のここら辺でいえば鳥栖市とかみやき町とかと一緒に施設をつくって共同ですという、出資しながらするというこの考えはなかったということですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

議員おっしゃるとおり、検討しておりました。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

答弁の中で、維持管理のことをお尋ねしましたら、年間350万円ほどを見込んでいるという答弁がありましたけど、エミューは解体委託とかおっしゃったので、ちょっと私もそこら辺がよく試算のとり方がわかりませんが、終始はどのように、どこら辺まで考えていらっしゃいますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

終始につきましては、指定管理者を想定しておりますので、指定管理者の方が考えることになってくるのかと思います。その中で、当然内部的な試算というのも必要になってくるとは思いますけれども、今後の指定管理者等の影響もございますので、よろしければこの場では控えさせていただきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そうですね、私は買い取りとか、そういうところで想定をしておりましたので、委託処理とかになってくるということですので、そこら辺の終始が今はということですが、このように、要するに採算がとれないような状況にはならないようにはもちろん努力されるとは思いますが。

それでは、処理場についてちょっとお尋ねですけど、今回、エミューとイノシシの解体場を仕切るになっていますけど、何かこれは指摘があったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

そちらにつきましては、保健所等と協議をいたしまして、包装につきましては同じ場所でも問題ないということでしたけれども、解体については複合汚染——汚染というか、それぞれ種も哺乳類と鳥類ということで違いますので、そこは分けてくださいという指導がございましたので、別でつくっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今質問の中では、受け入れて解体処理する方と出口の販売するほうは、ひょっとしたら指定管理者が変わるかもしれないという答弁もありましたので、一連性がないかもしれんし、仕入れから処理、販売までを1指定管理者になるかは、まだちょっとそこら辺が不透明で検討中ということではありますけれども、最後に、最初から全てが予定どおりには進まないとは思いますが、解体処理施設が財政負担とならないように、また、町民の期待に応える施設となるためのポイントは何でしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

財政負担にならないポイントでしたよね。まず、イノシシの捕獲の威力が向上して、そし

て農作物の被害が減れば、その分で少しは財政的な負担にはならないのかなという部分も思っております。

それと、イノシシとエミューの肉がうまく販売できれば地域資源の利用が可能になるという部分で、少しはその部分でも負担にならないようになっていくのかなというふうに考えております。

それと、先ほどの指定管理者の考え方で、処理する人間と販売する人間が違うかもしれないというのは、あくまでも今のところの考え、もしかしてそれが1つの組織として指定管理者になる場合もあり得ると。いろんな方法でいい指定管理者を探していきたいというふうに考えておりますので、全く別でということでもありません。

それと、先ほどの買い取りと処理量の問題ですね。一応、公の施設というものもありますので、もしも他の方が持ってこられたときに、それを処理する委託料を指定管理者が取つてするものかとか、それとか、そこで処理した肉を逆に指定管理者が1キロ幾らで買い取るとか、個体としての受け入れをするときにそういうふうないろんなやり方が視察をさせていただく中で今見させていただいておりますので、そこら辺もいろいろと今考えている途中ですので、これから先きちんと整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

来年5月に基山産のエミューの肉が出てくると思います。そして、それからちょっと先に基山産のエミューの化粧水が出てくると思います。ぜひそれを食していただきたいし、試していただきたい。そうすることによって、基山の人を食べない以上は博多の人に来てもらおうと思ってもうまくいきませんので、ぜひ御協力よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃ次に、合宿所の建設について質問させていただきます。

ちょっと確認ですけど、先ほど末次議員が質問される中で、合宿所の食堂のことでは町長も内山課長も民間企業が入ると、その民間企業という表現をされましたけど、これは指定管理者の中での民間企業という意味ですかね。ちょっと確認を。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

指定管理者として民間の企業に入っていただくというふうに御理解いただいて結構です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

はい、わかりました。いつも指定管理者制度で指定管理者というふうな表現が今まではありましたから。

では次に、基山町にこれまで民間の宿泊施設がないのは採算性が図られないなどの理由からではないかと思いますが、そこをあえて小さな自治体で建設し運営することは大変大きなリスクが生じないでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

当然それはリスクというか、そういう状況の中で合宿所を建設しますので、それはありますけれども、やはり利用者をふやすことによってリスクというか、経済的負担をなるべく小さく、行政からの経済的負担を小さくする努力は今後続けていきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

民間のホテルと今回の合宿所の建設費及び運営のランニングコストは圧倒的に多分10分の1ぐらいになると思いますので、そういう意味では民間で本当のホテル業であればそれは成立しないというふうに思いますけれども、だから、そこが抜本的にその2つを比較すること自体が非常に難しい話かなというふうに思うところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私はとにかく、基山町に本来はホテルとかがあったらそこを利用されるんじゃないかなと

思うんですよ。そして、そこで中心地にいろんな居酒屋がありますので、そこで夜とかを食事されると本当の循環ができるんじゃないかなと思いますけど、これまでホテルとは違うとはおっしゃいましたが、本当はそれが一番いいんじゃないかなという、民間が来ればと思いました。

それで、答弁の中で町内の施設利用者へのアンケートでも合宿所建設の要望が多く出されたという答弁でしたが、このアンケートの内容がちょっとわかりませんが、町内施設利用者は宿泊所ができれば、アンケートをされた方本人が泊まりたいというような要望だったんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

対象としましては、体育協会であったりとか、各団体の体協関連の団体の方にアンケートをとらせていただいて、当然自分たちの団体も合宿として使いたいということもありますし、各種団体が行いますいろんな大会ですね、大会等もそういった宿泊の施設があれば遠くのほうからも呼べるし、そういった施設をぜひつくっていただきたいというような御要望をいただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

また、答弁で合宿所をつくることで体育施設などの施設利用者数の増加や滞在期間を長くすることで町の経済効果も期待できるというふうに答弁されましたけど、交流人口もふえていいことではありますが、基山町は子どもから大人まで文化、スポーツが盛んな町で、結果、元気で健康寿命を伸ばす要素にもつながっていると考えられます。しかし、利用者が練習場を確保するのも大変だとよく聞きますが、合宿所建設に当たり、町民の施設利用について大変不安の声が多く上がっておりますが、体育館利用にはまだ余裕があるんですかね、あき状態が。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

時期によってはあいている時期もありますが、しかし、先ほど末次議員のほうの質問で答えさせていただいたんですが、年間で140回ほどの文化とスポーツのイベントがあっておりまして、そこにこの近辺では約4万数千人の方が来られますので、そういった方に対しては既にそういう大会なりで基山町の体育施設、文化施設をお使いいただいていますので、そういった方が御利用いただければ結構ですし、体育施設としては2月に調整会議をしながら、調整をしたところで御利用いただいていますので、現状としても結構な御利用はいただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

以前、利用される方から、町民会館は毎月第4月曜日だけが休館なのに体育館は毎週月曜日が休館されているわけです。せめて月に1回か2回の休館にならないのかという相談を受けたことがあります。そこで調べましたところ、福岡市、朝倉市、太宰府市は月1回か2回の休みと年末年始、小郡市、久留米市は毎月の休みがなく、年末年始だけなんですよ。

この合宿所建設に関する意見交換アンケートにも利用可能日をより拡大できるように考えるべきだというアンケートもありました。それで、合宿所開設に向けて体育館や屋外施設の運営も見直されることはできないですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そこは指定管理者と協議をしながら、その検討は可能でありますので、合宿所建設と絡めてそこは少し検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今後、スポーツ大会を主催される団体と会場となる体育館などの運営を今まではそれで済んだんですけど、それに加え、今度新たに整備した合宿所利用を促すためにともに連携してPRしていくなど、それぞれの指定管理者が連携と支援体制を図る必要があると思うんですよ。それで、そのことについて今後検討されますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

合宿所の指定管理者のこともまだ十分固まっておりませんので、何とも言えませんが、とにかくお互いが連携して、体育施設であり文化施設を利用されている方も合宿所を利用していただくということはありますので、そういった協議の場というのは今後持っていきたいと思っています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その指定管理者が決まらなると何とも言えませんが、理想的には、指定管理者が決まったら、そこからケータリングで体育館とか町民会館に昼食とか夕食を運ぶようなサービスをつくってもいいぐらい思っていますけど。決まってみないと、全くわかりませんが、だからそういう意味じゃ連携しないと絶対まずくて、それからあとは、ただ、さっき言われた町民の方の利用のあれが余りにも減り過ぎるのはまずいので、これは同じことが意見交換会でも出たんですね。そのときに答えたことをそのまま答えますと、とは言いながら、例えば、大会はいっぱい誘致したいので、大会によって練習日が減るというのは少し我慢してくださいねと。ただ、合宿所に来た人たちの普通の練習で皆さんの練習の時間が減らないようにするように努力しますのでということを意見交換会でも言ったところなんですけれども、多くの町外の方が基山町に来ていただかなきゃいけないので、大会はいろいろな意味で誘致していきたいなというふうに思っています。合宿所ができることによって、大会の数がまたふえるんじゃないかなというふうに期待しているところで、そこだけは御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ぜひ町民の不満が起きないように調整していただきたいと思います。

次、今度の合宿所の建物についてお尋ねしますが、全協とか、いろいろ資料にも今度、全国高校総合文化祭とか、2023年には国民体育大会、全国障害者スポーツ大会が開催される

ということで、基山町は国体と全国障害者スポーツ大会での卓球の種目が指定されておりますよね。それで確認ですけど、今度の合宿所では障がい者や高齢者、子どもも安心して利用できるバリアフリーの設計を盛り込まれているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

2階建てに予定しております。1階は全てバリアフリーでトイレとかもつくるようにしております。ただ、2階へはエレベーター等はありませんので、対応としては1階で対応していただくということでバリアフリーの対応は考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

設計図を見てもエレベーターとかもなかったもので、そうだろうとは思いましたが、とりあえず1階のスペースと食堂へ行く動線、それから食堂内、そういうのはぜひバリアフリーという形の視点で今後改修していただきたいと思います。

それで今度、食堂を取得されましたけど、もちろんここも改修を予定されておりますよね。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

大規模の改修というより一定の基本的な部分の改修で、あとは入ってこられる方の自由とどうか、使い勝手のいいような改修をしていただくというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

次に、(2)で町外の大会参加者からの直接アンケートとかを聴取されましたかと質問しましたところ、アンケートはしていないという答弁をいただきましたけど、地元でアンケートもされております、その中からは町外の方の意見を聞いてのアンケートの結果だったとは思いますが、やはり遠方からの直接生の声も聞いたほうがよかったんじゃないでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

平成29年度の当初予算で合宿所を検討するその以前から、そういった団体の方から、やはり先ほど申し上げたように各大会をしたときに県外の遠くからお見えになった参加者の方からは近くに——基山町内ですけれども、宿泊する施設があればいいというお声はいただいておりますので、そのお声を今回の合宿所には反映させていただいたというところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私だけでもランバイク、ランバイクもほとんど基山町外の参加なんですけど、ランバイク関係者、それからドゥマウ、これも基山の参加者はほとんどいません。柔術の大会ですね。それぞれの主催者、そして参加している方々に聞いたら、口頭でありますので、どこまで信憑性があるかと言われればあれですけど、ぜひそういうものができたら利用したいという声は、私だけでも最近ここ1カ月でその2つの話は聞いているところでございます。もっと過去まで1年ぐらいたかのぼれば、ほかのいろんな大会でもそういう話は聞いているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

また、答弁の中に経済効果の中に特産品などの土産購入による収入を考えているみたいな答弁もありましたけど、先ほど末次議員も質問されましたように、できるなら食堂の中に基山町の特産品などを並べるというか、特産品も置いた売店が設置できればいいなと思っておりますが、どうでしょうか。先ほども答弁されましたけど。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それはそういうのを含みで指定管理者というか、受託者の方にはいろいろと協議を進めたいと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

最後になりますけど、先ほどもお尋ねはしましたけど、要するに指定管理者が決まれば、利用者数の増加やリピーターをふやすため、ただ合宿所という管理業務をこなすだけではなく多様化した時代のサービス業としてやはりおもてなしの心で運営できる指定管理者を選定していただきたいと願っております。

それで、この答弁の中に地域の拠点としてイベントなどの企画力を求めていますというふうに書いてありましたけど、イベントというのは例えばどのようなことですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今、この合宿所は土日なり夏休みの利用は十分想定はできるんですけども、やはり平日であったとか、そういった場合の宿泊というのが現時点ではまだ読めないところでございますので、そういった中で、例えば、平日の中で食堂を使ってダイエットであったりとかに絡んだようなイベントを打って宿泊で平日に入っていただくとか、あるいは食というキーワードでイベントを打ってそれを平日なりの例えば少し高齢者であったりとか、そういった方々の健康と絡めてやったりとか、あるいは、今スロージョギングとか、そういった部分のイベントとか、そういった部分と絡んだ、食事と絡んだようなイベントとか、そういったふうに待っただけではなく攻めるようなイベントを起こして個々の集客を高めていただく、そういった企画力もぜひ求めたいなどは思っておりますけれども、余りにも求め過ぎかなと思いますけど、こういったことは少しアピールしていかないとそういったこともお考えいただけないと思っておりますので、そういった意味でイベント力ということで上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

さらに内山課長以上に求めると、スケジュールがもし、ふれあいフェスタの前に指定管理者が決まったら、ふれあいフェスタにちゃんとブースを出せとか、そんな世界ぐらいまで、

それぐらいのPRも兼ねてそれぐらいできるような人たちであればいいとは思っていますけど、さらに求め過ぎています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

答弁を聞くと、夢もあるような気もいたしますが、やはり確実な運営を望みます。

次に、最後ですけど、防災対策についてお尋ねします。

個人的には職員は行かれているというふうな町長の答弁もありましたけど、やはり百聞は一見にしかずというように、豪雨による土砂崩れの現場や河川、道路、農地、家屋の災害状況を実際に体感して、町の防災に生かしていただきたいという思いがありました。

それで前半、松石議員、そして末次議員も防災に絡めたところでの質問がたくさん出ておりましたので、時間もありませんので、深くは質問いたしませんけれども、質問というより大雨特別警報が発表されたときの優先順位を訪ねました。その中で答弁はいただきましたけれども、朝倉市は大雨特別警報が気象台より発表されたときには、資料調べていただければわかりますけど、既にその3時間ぐらい前には災害対策本部第1配備が立ち上がり、順次、勧告、そして指示が発令されていたような状況です。それは朝倉市の情報なんですけどね。

ですけど、その地元の方に聞きましたら、防災行政無線なんか全然聞こえなかったということ。それから、自分の身は自分で守るしかないという思いで、自分の家族の判断で避難したということでしたね。それと、また、これが昼間だったからよかったけど、これが夜中の豪雨だったら自分たちも本当に寝入ってしまってどうなっているかわからないというふうなお話を聞くことができました。

それで、職員による災害対策本部開設の防災訓練を実施されていますかということをお尋ねしましたところ、今後そういうことを行う必要があるという答弁をいただきました。たまたま平成29年8月24日、江北町では職員約30人が河川氾濫でタイムライン、要するに事前防災行動計画をつくって職員同士が研修を行われたというのがちょうど佐賀新聞に載っていたんですよ。10月にもまたそれを行いたい。やはり目的は最近の災害、激甚的な災害を受けてなされたということです。

それと、八女市のほうは2012年7月に大きな災害が発生しております。そういうことで、行政がしっかりとそういう災害の体験をなさっているからだと思いますが、八女市のホーム

ページの9月1日付に防災の日及び防災週間についての紹介ということで、（写真を示す）八女市も広いから八女市の本庁に、このロビーに——ちょっと写真が見にくいと思いますが、災害時必需品を備えようということで展示されているんですよね、こうやってロビーに。それをホームページにも出してあったんですよ。やはり防災の日に向けての行政のPRというか、防災対策についてのことだったと思いますけど、ぜひそういうことも今後検討していただけないですかね。

9月1日の「広報きやま」には、何も9月1日の防災の日とか防災週間については触れてありませんでしたよね。でも、やはり本当近隣でああいう大きな災害も発生していますので、住民への防災に対する知識というか、そういう気をつけるという意識を変えるためにも次年度とかは防災の日に向けてぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、昨年12月の定例会で私、防災対策について一度質問したんですよ。そのときの答弁として町長は地域自主防災組織の活動に積極的に参加して、消防団や防災士との協力を活用した避難訓練や講習会などを開催する必要があると答弁されております。そういう中で、さっき末次議員も質問されていたと思いますけど、ことしの冬に兵庫県の多可町に広報委員として視察に行ったその多可町が、8月27日の日曜日に地域のきずなで自助、共助を高めようということで防災訓練をなさっているんですよ。全庁挙げて。そのときは集落ごとに避難する、まずは隣保班というんですか、そこで一度話し合った場所に集合して、それから第1避難所に行くというような防災訓練を実際に多可町ではなさっておりまして、そのときに参加された人数は、一般の方が3,400人、中学生以下が310人、消防団が360人の参加だったという報告があっていました。

基山町も自主防災組織が17行政区ありますので、ぜひこのような避難訓練を実施していただいて、防災意識を高めていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

一番効果的な、訓練はやっぱり効果的じゃないと意味がないと思います。ただ、1点だけちょっとPRというか、させていただきますと、私が基山町役場に3年ちょっと前に来て、その間、実は災害対策本部を2回立ち上げております。そのときに一番役場でというか、職員で問題なのは、参集がなかなかできないというのが、各自治体も何かあったときに参集で

きないというのが一番のポイントだったんですけど、その2回とも午前4時だったんですけど、役場の全管理職、それから担当の重要なメンバーは全部参集してきて、災害本部が見事に立ち上がったというのがこの3年半の間に2回ございましたので、そこはぜひ御安心していただければと思います。

ただ一方で、朝倉のさっきの話がありましたけど、6段階あれはあったんですけど、朝倉市はきちんと6段階で順を追ってやったんですけど、もう3段階目ぐらいのときに大変なことになったので、6段階目をやったときにはトゥーレイトみたいな、そういう世界で、まさにそれが想定外なんですけど、想定外も考えた訓練をどうやれるかというのをこれから考えて訓練をぜひ、本当に意義がある訓練をやっていききたいなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

答弁ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後4時50分 散会～